

9 月 1 3 日 (金)

(第 2 日 目)

平成25年第3回南関町議会定例会（第2号）

平成25年9月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（4名）

① 2番議員 ② 5番議員 ③ 1番議員

④ 4番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 井下忠俊君

2番 境田敏高君

3番 打越潤一君

4番 鶴地仁君

5番 田口浩君

6番 島崎英樹君

8番 山口純子君

9番 橋永芳政君

10番 唐杉純夫君

11番 酒見喬君

12番 本田眞二君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 上田数吉君 住民課長 菅原力君

副町長 本山一男君 福祉課長 坂井智徳君

教育長 大里耕守君 経済課長 西田裕幸君

総務課長 堀賢司君 建設課長 大木義隆君

会計管理者 木村浩二君 教育課長 大石和幸君

まちづくり推進課長 佐藤安彦君 延寿荘長 福田恵美子君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松本寛君 書記 橋本恵君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座り下さい。

ただいまから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（本田眞二君） 議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。2番議員の質問を許します。2番議員。

○2番議員（境田敏高君） おはようございます。2番議員の境田です。

今回は、児童生徒の食物アレルギーについて一般質問いたします。南関町では、小学校・中学校の児童生徒には、給食が学校生活の中に取り組みられています。みんなと一緒に食べる給食は楽しい時間です。しかし、食物アレルギーのある子どもをもつ親としては、不安を感じるのではないのでしょうか。近年、食物アレルギーの子どもたちが増えております。食物アレルギーをもつ子どもの親として、安心して学校生活ができるよう、学校ではアレルギーの予防方法や、症状が出た場合、どのように対応するか、あらかじめ決めておくことが大切です。今は、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインが作成され、適切に対応できるようになっているようです。

しかし、昨年12月、東京都調布市の小学校で、食物アレルギーのある児童が粉チーズ入りの韓国風お好み焼きのチーズを誤って食べた後に、アナフィラキシーショックの疑いで亡くなる事故が発生しました。このアナフィラキシーショックとは、急性アレルギー反応の一つで、アレルギー症状が短時間で全身に起こる特徴があります。食物アレルギーの重症度は、アレルギーをもっている子どもによって、大きく異なります。軽症では、軽度なかゆみが見受けられます。重症な場合は、呼吸困難、意識消失、失禁等が生じます。これがアナフィラキシーショックといわれますが、起きれば危険な状態になります。誤って食物を食べると、アナフィラキシーショックといわれる重い症状が全身に出て、生死に関わるそうです。ショックが起きたとき、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤、エピペン、これはアドレナリン注射液でございますが、これを使用した応急処置が有効とされております。調布市で起きたことが二度と起きないように、状況に応じた適切な応急処置が必要です。30分以内にエピペンを打つなどの適切な対応を行えば、多くの場合が助かるそうです。

このエピペン、ほとんど副作用がなく、威力が強く、症状の改善に劇的に役だっています。症状が出たらならば、迷わず打ってほしいと専門の医師は言っていますが、南関町では食物アレルギーをもつ児童生徒はいるのか。今年、文科省は、児童生徒の食物アレルギーの実態と、アレルギーに対応した学校給食の提供方法などの取り組みを把握するため、実態調査は先月の8月に全国500の小中学校を抽出し、調査を実施しております。そこで、南関町では、食物アレルギーをもつ児童生徒の数の把握はどのようになっているのか、郡内の町との比較はどのようになっているのかお伺いします。

最近、食物アレルギーの症状を起こしたことの無い児童にも起きております。学校で初めて食べた物で発病したケースもあります。また、今まで学校給食を食べていて、中学になって発病する生徒もいると聞いております。給食を安全に食べるために、食物アレルギーのある児童生徒の給食を行っているのか、同じ調理場であれば、誤ってアレルギー反応を起こすアレルゲンの食材が混入することがあります。食物アレルギーのある児童生徒が給食を安全に食べるためにどのような取り組みをしているのか尋ねます。

最後に、冒頭でも申しましたが、今、アレルギーの人が増えております。アナフィラキシーが起こった場合に、確かな知識をもって対処することが大切になります。いざというときの対応の取り組みについて、学校、保護者、かかりつけの医師との情報共有や、アナフィラキシー発病時の対応などについて尋ねます。

この後の質問につきましては、自席からさせていただきますので、よろしくお伺いします。

○議長（本田眞二君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（大里耕守君） おはようございます。2番境田議員の児童生徒の食物アレルギーについてのお尋ねでございます。お答えをしたいと思います。

国はですね、平成17年度に食育基本法というのを定めています。それは国民の健康増進の施策を具体化するための法でございました。基本理念に、次のようにうたわれています。21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるようにすることが大切である。子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要である。食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、さまざまな経験を通じて、食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められていると。

ところがですね、議員のお尋ねもありますように、食生活が和食から、世界中の食が行き交うようになりまして、多様化が図られたことによって、食をめぐる課題もいろんな面から出ているわけです。ご指摘の子どもの食物アレルギー、最近、たいへん増加傾向をたどっているようです。

食物アレルギーは、子ども、特に6歳以下の乳幼児が患者数の80%近くを占めるといわれています。しかも、1歳に満たない子どもは、10人から20人に1人発症しているということです。子どもに食物アレルギーが多いのは、成長段階で消化機能が未熟なため、アレルゲンとなるタンパク質を分解・消化する力がまだ身についていないのが一つの原因と考えられているようです。そのため、成長に伴って、消化吸収機能が発達してきますと、原因食物に対する耐性も身につきますので、アレルギーの子どもの減少も図られるわけです。

さて、その食物アレルギーの中で、アナフィラキシーということでのお尋ねです。発症後、極めて短い時間に全身にアレルギー症状が出る、反応を起こす。アレルギーの原因となるアレルゲンは、私たちの身の回りには多くの種類があります。どのアレルギー源に反応するかは人それぞれです。きっかけは、アレルゲンを食べる、飲むことによって、それが複数の臓器、皮膚や粘膜や、呼吸器や、消化器や、循環器などに現われるわけです。このアナフィラキシーによって、血圧低下、意識障害などを引き起して、場合によっては命を脅かす危険状態になるということですが、先ほどありました昨年の東京のショックによる死亡事件、初めての事例ではありません。データを調べてみましたところ、日本におけるアナフィラキシーによる年間死亡者数はうなぎ登りでですね、2011年だけで71名というデータがありました。昨年の結果はなかったわけですが。

昨年、学校での死亡、その発生来ですね、学校生活の危機管理事項として取り扱われるようになりまして、私の現職時代はまったくそういった病名さえも聞いたことがなかったわけですけど、今年、実は熊本県教委のですね、6月、安全安心の学校管理研修会、特にアナフィラキシーを中心というタイトルの研修会を開いて、専門医師を、県の医師を呼んで、講演会がもたれています。実は、町内の小中学校からも、校長または教頭が参加する研修会だったわけです。このアナフィラキシーショックへの対応のあり方ということで、医師による講演会が開かれたわけですが、このショック症状は30分以内に死をもたらすということで、それぞれの子どもに関わる周りの大人がしっかりとそれを熟知する必要があるということで、重要な課題になっているわけですね。もうその研修を受けて、既に南関第二小学校では、夏休みに全職員にも研修を開いたという話も受けました。

具体的なお尋ねのお答えは、教育課長が調査をしていますので、課長のほうから

質問に答えたいと思いますし、追加質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 再質問を開始してください。2番議員。

○2番議員（境田敏高君） どうもありがとうございました。

この食物アレルギーのある児童生徒の調査は、今回が初めてと聞いておりますけど、以前は2004年ですかね、アレルギー疾患に対する調査はあったと聞いておりますけど、これに間違いはございませんか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） そのように聞いております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今回はですね、先ほど言いました東京のほうで亡くなられたお子さんは喘息があったということで、多分今回はですね、初めて喘息のほうのアレルギーも含んだですね、実態調査もちょっとやっておられるようですけど、この食物アレルギーですよ、今、全国で33万人といわれておりますけど、この南関町でですね、小中学校生は今何名ぐらいおらるつとですかね。もしよければですね、最近の2、3年でいいですけど、推移といいますか、どのくらい増えておるか、ちょっとお伺いします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） アレルギーの調査につきましては、まず前提条件といたしまして、そのアレルギーのためにそれを食べられないという子どもさんと、アレルギーはあるけれども食べてもいいとかですね、そういったことでいろいろ学校と打ち合わせてもですね、正確な人数というのがなかなか難しいけれども、ただ保護者の方でですね、いろいろ保健調査とかですね、環境調査の中で、必ずアレルギーがありますか、食べ物がありますかという調査をして、この中でアレルギーが1回でもあったという方も含めて調査をいたしました人数としてはですね、一小が12名、二小が6名、三小が2名、四小が1名、中学校が13名、合計で34名という人数になっております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。ありがとうございました。

結構増えておりますけど、今年の調査ですかね、今のは。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） はい。本年の調査でございまして、昨年もだいたい数はあまり変わらないという答えでした。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。ありがとうございます。

今、34名ですか、これは多いかどうか分からないですけど、まあ私も最近増えとると聞いておりますけど、今後増えると思いますけど、このアレルギーもこの前一緒に調べるといいますけど、アレルギー疾患と関連性があるかどうか分からないですけど、先ほど何度も言いますけど、この前亡くなった人も喘息ということで、アレルギーがあったということで、そのことも一緒に兼ねて調査されてるといいますけど、アレルギー疾患の方も多いんですかね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 実はですね、学校のほうからですね、その調査の仕方について詳しく聞いておられましたけれども、学校ではですね、今、議員がおっしゃるように、アレルギーの食品というところの項目がございます。それと喘息、それとアレルギー、鼻の症状、それとアレルギーの目の症状、それからアレルギーで皮膚の症状、それからひきつけ、痙攣と、こういった項目のですね、6項目をですね、調査するようになっておりますので、当然、食べ物以外に、誘発する喘息、それもですね、小さいときから例えばこれは名前は落としますけれども、例えば1歳のとき喘息とか、9歳からとかですね、例えばアレルギーの食べ物が、生エビの10歳とかですね、これは中学生ですけれども、そういった原因物質が5つとかですね、それが喘息と関連があるとか、そういったこともですね、この調査で調べるようになって、各担任が全員これを持ってるといってございまして。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） それで、今言われましたけど、人数の把握ですけど、よろしいですか、教えてもらって、どのくらい。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 先ほど言いましたように、個別には分かっているんですけども、例えば一小的な場合、ヤマイモが1年生で駄目とか、卵が3年生、駄目が2人、乳製品が1人とか、そういうのは分かっております。喘息については、結局、この欄の集計になりますけれども、ちょっとまだこの喘息については集計を出しておりませんけれども、集計を出すことはできます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今言われましたけど、この男女別ですけどね、男性と女性というのはあんまり変わらんとですかね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） その年度の、いろいろ名前が、今ちょっと名前が非常に難しい名前が多くてですね、男性、女性分かりませんが、だいたいあまり変わらな

い人数です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 先ほども言いましたけど、児童生徒の食物アレルギーですね、実態調査、これは先月8月ですかね、全国の小中学校ですかね、抽出して500の学校を調査しておりますけど、この南関町は選ばれたんですかね。それとですね、近辺でいいんですけど、もしどこか選ばれた学校があるならですよ、把握されておるなら、ちょっとお知らせください。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） この実態調査が行われたこと自体も、境田議員が調査されたことでお聞きしたわけで、南関のほうには調査は来ておりません。それから、管内の揃っておりません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。分かりました。

いや、この近辺にあればですね、調査内容の詳しいことが分かるなら、もうそれも参考になるのかなと思って、ちょっとお伺いした次第です。

この調査ですね、小学校、中学校ですけど、これはもういいですけど、南関町はですね、やっぱり保育園、幼稚園があります。大半の人はですね、やはり南関町の小学校に入ってくると思うんですよ。保育園は福祉課担当ですね、なっとりますけど、私がちょっとお伺いしたんですけど、保育園も4名ぐらいおられると。それと、幼稚園なんかは管轄は違うと思いますけど、やはり入ってくるならですよ、情報はもう持っとなんと思うんですけどね。この情報の把握は持っておられますか、幼稚園は。だいたいどのくらい今いるのかなという。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 教育委員会は、来年ですね、入ってくる、いわゆる園児につきましては、毎年9月から10月、就学児健診を行っております。昨日、第一小学校を終わったばかりでございます。そのときにですね、この保健調査票というのをですね、記入していただくようになっております。これにはですね、母子手帳をお持ちくださいということで、過去ですね、小さいときからですね、例えば何に反応して吐いたとか、そういうのもですね、じんましんが出たとか、最後にアレルギーの食べ物はありますかとか、こういうのをですね、把握するようにしております。この時点で、校医がそのときおりますし、また教育委員会も担当が行っております。また、今度、就学される第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校の養護の先生、この3名と、そのことについて打ち合わせると。昨日の就学児健診でアレルギーがあるときは、校医の先生にですね、こういったことでアレルギーが出たと

いうお話をするようになっております。そういうことで、未就学の子どもたちには、そういった把握をしているところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。ありがとうございます。

早めにですね、やっぱり学校に入ってきて、調査するのはちょっと遅かと思うんですよ。なるだけ早めに対応して、特にこの問題はですね、さっき何度も言いますが、結構増えてきているような問題ですから、特に注意をしていただきたいと思っております。

それと、最近ですね、その食物アレルギーですけど、今まで全然起こしたことの無い人がですね、例えば小学校に入ってからとか、それから今まで食べてきてですね、中学校になって出たとかいうケースも聞いておりますけど、これは町では全然そういう事例はあってないんですか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） まずですね、重篤な、例えば呼吸困難とかですね、なる方は、先ほど議員おっしゃいましたように、エピネフィリン、商品名はエピペンですけども、これを使ってですね、応急的に症状を抑えるということをしている児童生徒が、南関町にはおりません。ただ、これはあくまでもこういった重篤な症状でエピペンを打つ児童生徒は、事前に病院のかかりつけに行って、その病院の医師から処方していただくということでございますので、南関町に今、病院にあるかという、このエピペンは病院には置いてありません。薬局にもございません。そういうことで、今まで南関町で重篤な方がという事例は、私は教育課わりと長いんですけども、まだ聞いたことがありません。

以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。重症まではないと、軽症の場合でも、全然ないんですかね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 中学校はですね、養護教諭が4年目ということで、4、5日前、調査をしてきたら、私が4年おる間に1人もございませんということを知りましたし、一小、二小、三小、四小についても、調査票を出していただきましたけれども、そういったことは出ておりません。それは食べ物に関しては、いわゆる給食で出たアレルギーが分かっている人には、除くと、先生が立ち会で除くと。中学校に関しては、もう自分からもう全部食べないということをしているということで、いわゆる除去食ではありませんけれども、自分で除去をしているということで、

そういった事例はないということでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。どうも。

乳幼児にですね、こういうアレルギーは先ほど言われましたけど、やはり大きな問題は、小麦とか、牛乳、卵がやっぱり多いそうですね。これはですね、6歳まで、だいたい9割が治るといわれております。しかしですね、食物アレルギーが1割の方が残った場合と、先ほど言いました、私が、これは全国の例ですよ。今、南関町ではないと言われましたけど、全国ではですね、やはり今まで食べたことのない、学校で初めて食物アレルギーで症状を発症する人が多いそうです。私もこれになるとかなあと思うようなものですけど、例えばキウイフルーツですね、果物、それとクルミ、アーモンドなどの木の実ですよ、ピーナッツ、ゴマ、甲殻類、エビですかね、これは食物アレルギーを発症することがものすごく全国的に増えとるそうですよ。南関町で、先ほど言いましたけど、ないと言われましたけど、本当に例えば食べた後にですね、軽い症状でちょっとじんましんでかゆいとか、そういうことがあってないのかなと声かけくらいはもう、まあやってると思いますけど、それでもやっぱりないということですね。そう理解してよかったですかね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 実際、子どもが少しでも食べてムカムカするという程度はあったかもしれませんが、教育委員会に報告されたような事案はございません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 食物アレルギー、これは6割の方が今までアレルギー症状を起こしたことのない児童に起きるとですよ。これはですね、何か全国学校栄養士協議会かな、その調査で報告があるとですよ。だけん、今はないと言われましたけど、いつあるか分からんのが、この食物アレルギーですから、本当にですね、十分注意を、指導をやってください、教育委員会のほうからですね。よろしく願いしておきます。

食物アレルギーの原因となる食べ物ですね、これは除去することが基本ですね、除去食がですね。今ですね、除去食をやってるお子さんですかね、ありますか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 今現在ですね、これを絶対食べてはいけないということでおられる児童がですね、アサリが1名おられます。弁当持参の方が1名おられますけど、この方はアレルギーは関係なく弁当を持って来られる方が1名おられます。ほかの、例えば卵系が駄目だという方についてもですね、実際はアレルギーだけど、食べても大丈夫という方がほとんどでございます。実際、取り除いているのは、先

ほど申しましたアサリですかね、ということですので、ここの給食センターですね、例えば盛付図というのをですね、必ず学校にやるようになってはいますが、ここに例えばアサリがありますというのは丸を付けて、これを配って、またですね、それを担任に報告しているということですので、そういった形で除去を、給食センターは除去食は作っておりませんが、学校で除去をしてくださいという連絡体制は取っているところでございます。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 私も給食センターにちょっと聞きに行ったんですよ。そのときは、何か自分で除去して食べる児童が2名おると言われたんですけど、なら1名で間違いはないんですね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 1名はですね、時により食べてもいいという程度の方だと聞いたんですけども、そのへんが時々と毎日という、このアサリの方は、一人の方はですね、これは必ず取らないかんという方だそうなんですけれども、そのへんの取ったり取らなかったりというのが、なかなか判断がちょっと難しいということも、私もちょっと気づいたから聞いたんですけども、そのへんはちょっと境田議員が聞かれた分と私が聞いた分で、ちょっと理解が違ったところからあるかと思います。もう一回、ちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） まあ何度も言いますが、食物アレルギーは本当、原因は結構多いんですよ。私もちょっと調べたらですね、食品衛生法ですね、この7品目は表示義務になっておりますね。皆さんもご存じだと思いますけど、卵、牛乳、小麦、そば、落花生、エビ、カニですね。しかし、今、テレビとか新聞にですね、健康によいといわれておりますゴマですね、これも食物アレルギーの症状が出る人もいるそうですよ。それで、今度、消費者庁かな、メーカーにアレルギー表示をするように進める品に加えとるそうです。以前は、この推進表示品目ですか、20品目あったようなんですけど、今は18になつとるんですね。この中にはですね、本当、アワビですね、イカ、イクラ、オレンジ、キウイ、牛乳、クルミ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、松茸、桃、山芋、リンゴ、ゼラチン、カシューナッツとゴマですよ。これはだいたい私が全部好きな物ばかりですけど、何でこがんなつか、私はちょっと分かりませんが、ゴマのですね、国内消費は年間16万トンですけど、ほとんど輸入品ですね。そうすると、給食のパンの材料の小麦粉、これも8割以上が輸入ですけど、パンの中には脱脂粉乳とか砂糖、ショートニングとか入られております。これもすべて輸入ですね。これは輸入品にもですね、これは私

個人の考えですけど、何か原因があるのじゃないかと、一つとしてですね、これは個人的に思っておりますけど、そこでですね、やっぱりこの解消の一つとしてですね、地産地消ですよ、この利用が私は一番安心だと思いますけど、この取り組みですね、今、給食の地産地消の取り組みは今現状はどうなっておりますかね。ちょっとお伺いします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 次の田口議員の時の質問にちょっと役立てて調べておりましたけれども、今、南関で野菜はほとんど南関のほうで仕入れておまして、南関の米と野菜で全体の36.5%は南関町のほうから購入しております。特に野菜系はもう南関からと。特別に量ができないときには学校給食会という財団法人のほうから取り入れていますけれども、これは2週間前に、献立は1カ月前に決めますけれども、発注は2週間前にするんですけども、この段階で揃えるということであれば、南関町のほうで揃えるというふうに栄養教諭と話をしているところです。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。ありがとうございます。

36.5%ですか、私はもうちょっと地域のためなら、増やしてもいいんじゃないかと思っておりますけど。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） すみません。今のは野菜だけでなく、全体、例えばパン、牛乳が、全体でいうと25%の金額とかですね、ほかに肉類が10%とか、その中の野菜類は36%で、野菜だけでいきますと、ほぼもう9割以上は南関産を入れているところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。いろいろ配慮されております。よろしく願いしたいと思えます。

それと、給食に、さっき除去食は1人とか、そういうふうに言われましたけど、ならもう食器の色分けとか、今そういうことはもうないんですね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 食器の色分けはしておりません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。ありがとうございます。

今ですね、アレルギーの原因食材はたくさんあります。しかし、アレルギーのあるなしに関して、やっぱり献立表を事前にもらって、本当は家で食べれば一番安心なんですけど、なかなかそういう現実は厳しいものがございます。そこでですね、

安心して食べるには、一つとして、除去食、代替食、今、アサリが1名と言われましたけど、やはり今後子どもさんが増えたり、例えばエピペンを必要とする子どもが入ってきた場合、これは当然、学校給食の施設、調理室、そういう改善が私は必要だと思います。当然、それはもう考えとかんといかんからですね、そのアレルギー物質を取り除く、除去食を作るため、専用の調理器具とか器、そういうものが私は要ると思いますけど、この設備費とかですね、それをした場合、だいたいどのくらいかかるのか、調査はなされておりますかね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 先ほど議員おっしゃいましたように、周りの長洲、和水、玉東あたりもですね、給食について調査をいたしました。長洲は、今、荒尾市の学校給食センターに委託をされているところでございます。長洲町が荒尾に対応されていますけれども、これはちょっと大人数というか、6,200食、南関町が今796食ですけれども、大規模であるために、なかなかそういう方には、人数が多くて、アレルギーの方は多いけれども、そのときは弁当をお願いをしているということで、一部代替食ということですので、実際、そのシチュエーションを作るときにですね、例えばそのシチュエーションを作る牛乳が必要ですが、それが肉じゃがに代わるという代替になるようなことはしていますというようなお話です。

和水町においては、除去食、代替食をされております。あそこは、例えば学校給食の学校のほうでやってるところがありますので、人数が少ないのでできるということでございます。

玉東町についてはですね、今のところ、そういったことはやっておりませんと。

実際、この設備を今されているところはちょっと近くにありませんので、もしそういうことがあれば、実際やっているところを見てですね、そういったどれくらいかかるかというのは研修をしたいというふうに思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。調理室の改修はそれはあれですけど、逆にですね、例えば高いなら民間でどこかやってるとか、そういう把握がされておりますか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 私が3年前ですね、民間に給食センターを委譲したら、いわゆる金額的にですね、落ちるんじゃないかということで、嬉野のほうに研修に行きました。ところがですね、民間に行った場合にはですね、確かにそういった代替食、除去食はできるということですけども、非常に間にですね、今ちょっと業者名を言いますと、シダックスという会社がやってるんですけども、間にいわゆる担当が入り、いろんな世話する人が入るから、かなり金額が上がったということ

で断念した経緯があるんですけども、そういった代替食、除去食をする民間会社はあります。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 代替食をよそに頼む場合、確かに高いと思います。人件費もいろいろかかってですね、しかしやっぱり大事なお子さんを預かる以上ですよ、やはりそういうことはちょっと行政としてですね、早めに対策も必要じゃないかと思えます。そのところはよろしく願いしておきます。

最後ですね、学校と保護者、かかりつけの医師との情報共有ですね、アナフィラキシー発症時の対応などについて、取り組みについてちょっとお伺いしますが、食物アレルギーによる事故ですね、これは平成23年度は331件と、ちょっと私、調査しましたが、これは多分発病例だと思います。先ほど、教育長は2011年ですか、71名の死亡ですけど、これはやっぱり本当、今後もですね、私も本当に増加していくと思っております。また、言われております。先ほど、食物アレルギーをもつ人はですね、学校では1名でよかですかね。一応1名と言われますけど、私は本当に1名かなと思うとですよ。小さいときですね、やはり2、3歳ごろから少しずつ増えていくと言われますけど、よっぽど親が気をつけて見ないとですね、私は分らんと思うとですよ。この病院ですかね、一番いいのは病院に行くのがいいんですけど、しかしどこに行ってもいいか分からん、誰に相談していいか分からんとかですね、皆、親もちょっと頭を抱えている方もいるんじゃないかと思えますけどね。この食物アレルギーをもつ親の中に、学校に相談とか、誰が保護者が悩んでおられますという、そういうお話は聞いておられませんか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 学校長さん方ですね、第一小学校で5年の生徒のほうですね、今年相談がありました。そのときにですね、いわゆる血液検査と、いわゆる食物調査ですね、この2点でその特定をするという病院の検査をされているところで、いわゆるエビに陽性の反応があったと。しかし、食べても可であるという判定がされて、この子はエビのアレルギーがあるけれども、食べても大丈夫と、そのへんは医師の判断でされております。そのときは保護者から相談があり、養護教諭がそういった検査を病院で、特にアレルギー科というところがあれば、そこが一番いいですけども、そういったところがあれば、そのほうでどうでしょうかというご紹介をされて、それでもなければ、荒尾市民病院とか大牟田の公立病院でも大丈夫だということでご紹介をして調べた経緯があります。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、病院で血液検査が一番いいと言われましたけど、やは

り何か私が聞いたところによると、食物負荷試験かな、これが一番いいと聞いておりますけど、この近辺で、その医療機関なんかは把握されとるとですかね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 実際ですね、この食物アレルギーの専門の所は私は把握をしておりません。実際、近辺でいうと、大牟田市立の公立のあそこは今法人になっていますかね。それとか、玉名の公立病院とか、大牟田の天嶺病院とか、荒尾市民病院、こういったところだろうということで、実際こういうところに私もちょっといろいろ病院でアレルギー科というところは見たことがないんですけども、県のほうにちょっと聞いたら、そういったところがあるから、そういったところがいいんですよということはおっしゃいましたけど、荒尾・玉名近辺に、アレルギー科というのがあるか何か分かりませんが、調べてはおりません。すみません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） よろしければですね、食物負荷をされるような医療機関があるなら、一応そういうところも調べとってください。相談があった場合、すぐ対応できると思いますので。

今、質問しています食物アレルギーについてですけどね、やっぱりこれは学校と保護者、意思疎通が一番大事だと思います。子どもの情報ですよ、これは先生間でですね、共有の取り組みをされておりますけど、学校給食センターかな、そういうところも一緒にやっぱり情報共有は、先ほどちょっとされるとは思いますけど、これは管理指導になるとですかね、指導というのは。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） これは、当然マニュアルで給食にアレルギーがある子ですね、学校給食センターに知らせるというマニュアルをやっておりますので、情報は給食センターのほうに行っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。分かりました。

この食物アレルギーのあれで、私ずっと言っておりましたけど、これは何か専門医はおんなはるとですかね。この前、教育長に尋ねたらですね、これは食物アレルギーに対しては、非常に大石課長が詳しいと言われましたけど、やはり今後、その食物アレルギー委員会かな、そういうのを立ち上げるお考えはないのか。また、あるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 詳しいといえますか、いろいろですね、議員の質問にあたり、いろいろ勉強した部分もあるんですけども、実際そのアナフィラキシーとい

う、いわゆるショック状態を示すことにつきましてはですね、今ちょっと議員の質問とは違うんですけど、私が第四小学校の田辺病院ですね、例えば全然今までどうもなかった子どもが急に来た場合はどうされますかというふうにお尋ねをしました。当然、エピペン置いてないと。しかし、点滴のヒスタミンというのがあって、これもいわゆるそういったアレルギーの反応には効くと。その点滴をしながら、呼吸状態を見ながら、それが良くなってくればそれでいいけれども、もし呼吸があらなくなったら、すぐ救急車を呼んでと。それがですね、田辺病院にはいわゆるハチのショック状態で来る方が非常に多いと。そういう場合には、あくまでヒスタミンの、いわゆるそれもアナフィラキシーの一種ですので、点滴をします。しかし、それで呼吸があらなくなったりする患者さんがいたものですから、救急車で大牟田のほうに運んで助かったという例がありましたというのをですね、事前に聞きました。そういったことで、もし議員がご懸念のそういった、どうもない子がそうなった場合には、やはり病院に行って、そうした抗アレルギーの点滴があるということで、対処をしたらいいのではないかというふうにはですね、思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 私はですね、何でも早め早めの対策を打ち出すためにもですね、やはりそのアナフィラキシー、食物アレルギー対策費でも、私は設けるべきだと思いますけど、ぜひ検討をお願いしておきます。

この食物アレルギーですか、私がこの前、こどもの丘ですかね、ちょっと祭りに行ったんですよ。もう会場は賑わってりました。その中にですね、確か焼きそばかな、販売のあってですね、そのときこれには何か食物アレルギーのそばとか何か入って書いてあるとですよ。ああやっぱりどこでもいろいろ勉強しよるなあ、今までそういうのを見ても気づかんやっただですよ。私もちょっとこれがアナフィラキシーショックかな、質問するけん、今度ちょっと勉強したんですけど、今まで全然気づかんでですね、あらーって思ってますね。やっぱりそういうですね、日ごろからすることが私は大事だと思いとですよ。それでですね、今、PTAなんかは、学校では販売せんで思うんですけど、PTAではですね、例えばどんどやとか、秋祭りとか、だご汁とか、いろいろ各学校でよくしてありますね。そういうときですよ、教育課はどうか知らんけど、指導とかですね、今後、私はするべきだと思いますけど、今どうしてますかね。そのアレルギー問題とか、全然入るととか何か気をつけなんよとか、そういう指導はしよんなはるとですかね、

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 実際、バザーとかですね、そういったどんどやのときのだご汁については、指導はしておりません。実際、議員がご懸念の予防はどうするか

ということですがけれども、やはり就学児健診と入学時のときですね、特にアレルギーがあるかないかということで、二重三重にずっとチェックをしておりますので、やはりそういった保護者が付いていくようなところはですね、保護者の方に、どういった食べ物が出るかというのをですね、知っていただきたいなと思いますし、実際、PTAが主催するときには、例えば先ほどそばをおっしゃいましたけれども、確かにそばはアナフィラキシーショックになりやすい、一つの原因になりやすいですけれども、そういったこともですね、お話することはできますけれども、保護者の方にですね、対応はお願いをしたいなというふうに思いますし、そのへんはPTAでもですね、お話は投げかけたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 今、PTA活動等での指導ということですが、先だって、先ほどお答えした中にありました研修会ですね、今回の安心・安全の学校管理研修会ということで、管理職が受けたのも、そういう保護者啓発も兼ねているわけですね。ですから、そういう意味で、今後、やっぱり地域全体で行うようなときは、一番いい啓発の機会かなというふうに捉えますし、また改めて校長会で指導していきたいと思っております。

それと同時に、今、議員の指摘にはなかった学校行事で宿泊を伴う諸活動があって、そこでも食生活をやるわけですね。そういうために、必ず学校は事前に健康調査、そしてそういったアレルギー対策とかいうのはやっておりますし、社会教育課が社会教育、生涯学習でやってる通学合宿、この場合も必ず前もって保健調査をしてですね、そして家庭から心配な部分については調査をして、対応しているところでございます。付け加えます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、食物アレルギーをずっと質問しておりますけど、だいたいこの食物アレルギーの教育は行っとるんですかね。例えばですね、給食後、すぐすると、運動は発病しやすいとか、事例があつておるようですが、食後だいたい2、3時間内かな、運動を行うと、運動開始から30分以内ですね、症状が現われ、呼吸困難や意識障害が起こることが多いといわれています。これは運動誘発かな、アナフィラキシーかな、こういう問題も起きておりますけど、これは授業に対する配慮とかも、今、行うような指導とか検討はされとるとですか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） まだ教育課程の中にまでは、恐らくそのアナフィラキシーの学習は入ってないんじゃないかと思っております。今回初めてですね、県のほうで教育委員会が開いたわけですし、今後の学習内容として必要な事項になっていきますの

で、今後に取り組まれることかと思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この先ほども言いました東京の調布市かな、亡くなられたお子さん、これは学校で亡くなられととですよ。だいたい安心・安全の学校です。これは起こってはならない場所ですよ。二度とこのような悲劇が起こらないようにですね、今回はここにはエピペンを持っている人はいないと言われましたけど、いつ入ってくるか分からんと思うんですよ。このエピペンですよ、エピペンはですね、これは専門家はもう何か一つでも症状が出たなら、迷わず打ってほしいと言われましたけど、だいたいどういう症状があるんですかね。いくつか、十いくつぐらいあるようなことをお聞きしておりますけど。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 症状につきましてはですね、一番最初に何か嫌な不安感が出てくるという症状とかですね、ちょっとムカムカするとかですね。それから、少し人から見て顔面蒼白になるとかですね、そういうふうに認識をしております。この症状につきましてはですね、やはり吐くという行為がありますので、倒れた場合には、必ず気道の確保とか、横向きにするとかですね、そういうふうな指導もマニュアルに書いてあるところがございます。議員がおっしゃいましたように、ショック状態が強い場合には、やはり呼吸困難になるということがございますけれども、その前にやはり顔面蒼白になるとか、ちょっとムカムカするとか、めまいがするとか、そういった症状を医師のほうで出してあるところがございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今のは、日本小児アレルギー科学会ですかね、そういうところが発表しととですかね。これはやはり学校関係者は、私は知つととと思うんですよ。例えば、食物アレルギーの方がおられたらですね、ある程度は。しかしですね、町の町民の方はどのくらい、私は把握されとるかなと思うととですよ。今後ですね、食物アレルギーはそがんで現に起きております。南関町は起きとらんですけど、いつ起きるか分からんのがこの病気といいますかね。安全というのは自分たちで常に注意をもってしとかんといかんですから、町のほうとしても教育委員会のほうが広報なんか、例えばああやって東京のほうで間違っアアナフィラキシーショックになって亡くなられましたよと、そういうお知らせとか何か、そういうのをやととるんですかね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 教育委員会からは、まだそういった啓発はしておりません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） よろしければ、やってもらいたいです。

それと、学校でですね、今、AEDかな、あれは何ていうとですかね、心肺蘇生法手当ての応急処置のものでですけど、熊本県でですね、このへんの近辺にはなかとさっき言われたけど、熊本県内でもエピペンをですね、持って、置いてある学校というのは、あるとですかね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） これはですね、実際、AEDみたいに常時しているところはございません。この理由につきましては、エピペンはですね、あくまでも処方された本人が持つと。実際は、本人が打つというのが大原則だそうです。しかし、医療機関の中で、本人が打てない場合は、学校の先生が打てるということは許可をされているところでございます。このへんの連携プレイを、もしエピペンを持った子供がおった場合には、あくまでもエピペンを学校で預かって、その子がそういった症状になったら、養護の先生、担任の先生が、ほかの先生もですね、打てるような習得が必ず必要になってくると思います。実際、その熊本県教育庁の体育保健課に行きましたらば、エピペンを学校に常時することは、今のところ、法律でできないというふうになってるという回答を得ております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。ありがとうございました。

設置はできんけど、持ち込めばいいと、そういう理解してよろしいんですね。はい。

アメリカではですね、このアナフィラキシーショックが発症した場合ですね、今言うたエピペンですね、エピペンを学校に常備することが、これは州で規制されるところですよ。だけん、平成10年かな、これはネブラスカ州では全米で初めて置くように規制がなされたそうです。これは非常に稀であるが、やっぱり起きたら本当に怖いのが食物アレルギーでですね、これは10%がアナフィラキシーショックまで進んでいるそうです。しかも、私がこの資料はですね、平成13年、14年、17年のこれは厚生労働省研究班の調査ですもんね。大分、私も古いものですから、今、事故は、これは2011年か71名もうそれ以外は新しかつは分らんですかね、事例なんかは。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） はい。そのへんの事例はまだ把握をしておりません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。ありがとうございました。

8月19日だったかに、NHKの9時のニュース、これはニュース9かな、その

ときですね、千葉県船橋市の女の子ですよ、5歳の。この子がですね、以前、小麦粉の食物アレルギーかな、それになって、やっぱりショック状態に、危険な状態になったそうです。ですから、エピペンを常時手放せない状態になったんですよ。それでですね、この船橋市か、ここはですね、保育園の現場にエピペンを持ち込ませないことになっていたそうですよ。この前、調布市で亡くなった事件をきっかけにですね、正式に明文化してですね、もう預からないと明文化したそうですよ。ということでですね、食物アレルギーをもったお子さんを、保育園にもう受け付けない、入れない現状があるとですよ。ただですね、ここはもうやっぱりお母さんが、何回もやっぱり頼みに行かれております。いろんな団体も行ってですね。その明文化は外されたですけど、行かれるようになりましてけど、アメリカでは食物アレルギーの子どもさんはエピペンを持っていない子は入学もできないそうですよ、これは。南関町には今はないと言われましたけど、もしですよ、もしエピペンを手放せん子どもさんが入園したり入学した場合ですよ、これは町の方針ですか、これはどうなるとですかね。ありますか、何か。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 実際ですね、エピペンというふうな特定の商標名ではしておりませんが、実際、その医療行為の中の範囲でですね、それを打てるということ承認してあれば、当然ですね、学校に持ってきていいような規則であれば、作りたいというふうに思っていますし、そのへんは何ら問題はないというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 今のエピペンじゃなくてですね、小児糖尿病の子ども自己注射ですね、これについてはもう過去、実際に私も現職時代に経験しておりますし、医師から処方命ぜられれば、当然エピペンは持参をさせなきゃいけませんし、この間のその研修というのが、実際にエピペンを打つまで、第二小学校の先生たちは、処方されている子どもがエピペンを持参しているのであれば、保管場所をどこと限定して、担任も、それからほかの教師も知っておくこと。そして、それをショック症状が現われた場合には、右の太ももにですね、ズボンの上から直接、即、打てということで、実地研修をやったということでございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） このエピペンの問題ですけど、これは医師の処方箋がないとでけんというやつですね。私も、この近辺にエピペンは常時あるとかなど言ったら、もう先ほどお答えになりましたけど、ないと言われてですね、これはアナフィ

ラキシーショックにいたった場合ですよ、30分以内に応急処置をせんと助からないということになっておりますけど、何か今のお話ですよ、何かもどかしさかな、何か感じるとですよ。エピペンはですね、体重に応じて2種類あるそうですもんね。これは15キロ以上、30キロ未満は、エピペン注射液は0.15ミリグラムと。体重30キロ以上ならですね、0.3ミリグラムと書いてあるとですよ。体重で量が違うかもしれませんが、素人的に考えればですね、打っってもいいんじゃないかと思うような感じがしますけど、やはりですね、何かあってから、安心の学校で亡くなったら、私は本当これは大変なことになると思うんですよ。何度も言いますが、何かこうもやもやしたもどかしさを感じるとですよ。やっぱり教育委員会の方もですね、今後、県と、それと日本小児アレルギー学会ですか、ここも何か症状が現われたらエピペンを打ちなさいと、こう指導もしておりますので、そういうところも一応連帯してですよ、もう協議対策を私は打ちだしてほしいと思うんですけど、どうですかね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） このへんについては、医師に直接聞いたところでは、やはりアレルギーの特定をしておかないといけないという部分と、その子が倒れた原因が、果たして食物なのかというのが、例えば貧血とか、ほかの病気じゃないかとか、そこでエピペンを打てるのが可能なのか、初めて来た子どもに打てるのかと、そういった懸念があって、なかなかこういった医療行為でできないというのが現状だそうで、医療行為の範疇の中では、やはり特定原因とそれに基づいた医療行為という関連性の中で、今の現場ではなかなか難しいと。当然、そのアレルギーを検査をして、それが分かっている子には、当然ですね、持参して打てることのできるという回答を得ていますので、議員おっしゃったように、要望はしますが、そういった医療実態を乗り越えていかなくちゃいけないという現実があるということですよ、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 確かに厳しい問題はありますが、厳しい厳しくて、それだけ言うてはならん。まず行動をお願いします。やっぱりこのアナフィラキシー症状はですね、やっぱり何度も言いますが、急激に変化すると。これはやっぱり気が抜けないと思いますよ。やっぱり迅速に的確に対応するように、よろしく願いしておきます。

すみません。今日は45分て言うてから、ちょっと時間がオーバーしましたけど、まとめに入ります。

昔はですね、教育長も言われましたけど、あんまり食物アレルギーはなかったよ

うに、私も思うとですよ。私は、やっぱり一人の見解かどうか分かりませんが、化学薬品ですかね、使うようになって、そして今、PM2.5、今年は何かPMのことを結構騒いでおりましたけど、あれはもう大分前からあったそうですもんね。私はそういうのが、もうそういうのも問題があるのかなと思うとですよ。今後もそういう問題が続きますから、食物アレルギーをもつ子どもは増えていくと思われま。学校です、食に関する教育は今取り組まれていると言われました。日本の食料自給率かな、カロリー計算ベースで、これは40%です。外国から今までいろんな食材が輸入されております。中にはですね、食中毒を起こしてですよ、亡くなられた人もおります。やはり一番の信頼のおける食材は、やっぱり私は地産地消じゃないかと思っております。もう安心ですよ。引いてはですね、これは基盤産業の農業の将来にとっても、重要な役割を果たすと私は思っております。亡くなられた子どもさんかな、この子どもさんが食べた粉チーズ入りのチヂミですね、韓国のお好み焼きですか。あれは1グラムにも満たなかったですよ。どこの学校でもですね、やっぱり起きてもおかしくない現状が今あるとですよ。この食物アレルギーはやっぱりですね、問題は子どもと家庭じゃなくてですね、学校です、一人一人が食物アレルギーをやっぱり理解することが私は大事だと思います。食の、ここです、初めて食育の大切さが私は改めて重要だと思います。食は命の源ですよ。これからですね、町を担う子どもたちのためにですね、安心して楽しい給食を食べられるよう、今一層ですね、取り組んでもらいたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、2番議員の一般質問は終了しました。

10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。続いて、5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 5番議員の田口でございます。今から一般質問をさせていただきます。

まず、1番目に、総合文化福祉センターについてをお尋ねしたいと思います。文化福祉センターうから館について、町直営となり5カ月が経過しております。町では7月より8月まで検討委員会を設け、4回の委員会が開かれております。8月19日に答申を受けたとのことですが、今後どのように運営されるかお尋ねいたしま

す。

2番目に、指定管理者の募集についてどのようにされるかお尋ねします。

それから、3番目として、近隣の町の施設では、レジオネラ菌の検出が報道されておりますが、南関町のほうではどのように取り組みをされているかお尋ねいたします。

2番目といたしまして、玉名八女線の古町から楮原までのバイパスがまだ開通にいたっておりません。いつごろできるか。今、見に行きましたところ、崖崩れの部分もあるし、地元の方々は早い開通を望まれております。特にダンプの往来が多くて、渋滞する時が多く見られます。地元の方々の早い開通を望まれていますが、今後どのようにされるかお尋ねいたします。

それから、瓦屋敷から下水の接続もまだ残っておりますが、これがどのようにされるかまで含んだところでお尋ねいたします。

3つ目といたしまして、給食センター並びに延寿荘の給食の材料等の購入がどのようにされているかお尋ねいたします。

あとは、自席にて質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（本田眞二君） ただ今の質問の中で、1の総合文化福祉センターの質問書の中で、3番目のレジオネラと申されましたが、通告としては3番という項目はありませんが、関連ということでやりたいと思います。

それでは、今の件につきまして答弁を求めます。5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました、5番田口議員の、総合文化センターについての質問にお答えいたします。

①の今後の運営についてのご質問でございますが、この指摘のとおり、検討委員会を設置し検討をお願いしたところでございます。8月の19日に答申がなされ、答申の内容を尊重し、町では今後の運営などについて検討いたしました結果、施設の方針を見直し、貴重な温泉利用による温泉センターと、町の特産品の紹介、販売を中心とした施設として位置付けを明確にし、新たな施設として管理運営をすることといたしました。このために、今回の9月議会におきまして、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定をお願いしているところでございます。

2番目の指定管理者の募集につきましては、質問でございますけれども、6月議会の答弁で申し上げましたと思いますが、施設の管理運営につきましても、答申の中で民間の経営とのノウハウを活用した管理運営を行うべきであるということからも、できるだけ早い時期に指定管理者制度による運営を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、玉名八女線につきましては、関東の古町から楮原バイパスの開通時期はいつごろかとの質問でございます。県道玉名八女線の古町から楮原につきましては、幅員が狭く、見通しの悪い場所があることから、県によって改良事業が進められているところでございます。議員の質問にある開通時期につきましてはでございますが、県においては現在、取付部分の改良工事が発注されており、本年度中には舗装までの完了を予定されているとお聞きしているところでございます。遅くとも新年度早々には開通できるものと考えているところでございます。

次に、老人ホームの食料等の購入についてのご質問にお答えいたします。老人ホームにおきましては、米、野菜、魚、調味料等の賄い材料につきましては、地元業者より購入しております。しかし、入所者の健康状態にあわせた食材については、専門の業者により購入しております。町内業者と町外業者との購入の比率を申し上げますと、町内業者が約8割でございます。給食センターの食材購入につきましては、教育長がお答えいたします。

詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 5番田口議員の、給食センターの給食資材購入について限って、質問にお答えいたします。

学校給食の運営につきましては、日ごろの運営はセンター所長監督のもとに、管理栄養士の作る献立を、校長代表、各学校の給食担当教師で組織する給食委員会が検討を重ねて、子どもたちの給食調理が実施されています。

一方、議員ご質問の資材購入につきましては、毎年12月に広く町内に呼びかけて、資材の納入業者を募集し、組織であります教育長、各学校長、PTA会長、学識経験者で組織している給食運営委員会が審査をして決定をするという仕組みを決めているところです。

地産地消が大前提であります。米をはじめ、野菜、あるいは地場産業の南関あげや南関そうめんなどの加工食品も、町内業者で納入可能なものは優先して採択ということが今日までの歩みです。

それから、米価につきましては、これまで収穫期の後に入札を行って、最も入札者の中で低価格を申請された価格に、ほかの業者も合わせていただいて決定をするという形で納入をいただいております。すべて地元業者、あるいはJAというところでございます。

それから、子どもたちの食の安全、先ほどもありましたが、安全を図る上から、

加工食品についてはですね、食品添加物だとか、あるいは消費期限等、安全確保が万全なように、県の指定法人であります学校給食会の納入資材に限定して納入してもらっているというところがございます。

今後、安全でおいしい給食運営のために、地元業者の資材納入を中心に、積極的に奨励していきたいと考えています。

以上、お答えしまして、あとは自席より答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 給食センターのですね、議員ご質問の比率と書いてありますけれども、まずはちょっと私が理解する比率でいきますと、18業者がですね、今納入しますから、そのうち14業者が町内でございます。まだ、あとの詳しいことは、後でお答えしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 福祉課のほうからですね、③のレジオネラ菌ということで、関連の質問ということで、それについてお答えをさせていただきたいと思います。

レジオネラ菌の感染によって起こる病気、感染症ですけれども、これがレジオネラ症というものでございます。このレジオネラ症というのは、肺炎に症状が出るレジオネラ肺炎と、軽症で風邪に似た症状のポンティアック熱というふうに分けられるというところがございます。

レジオネラ肺炎は、特に高齢者や新生児、病気などで抵抗力が落ちている人、それから健康でも疲労などで体力が落ちている人などが発病しやすいというふうにいわれているところがございます。

感染方法といたしましては、レジオネラ属菌を含んだ目に見えないような細かな水滴や土埃を、空気と一緒に吸い込んだときに感染の恐れがあるといわれているところがございます。また、人から人に感染することはないという結果が出ておるところでございます。

このレジオネラ対策ということですが、熊本県のほうでもレジオネラ症防止対策ということで、熊本県民の健康を守ることを目的に、熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例というものを制定され、平成16年3月8日に公布をされて、同年10月1日から施行されているところがございます。この条例に基づきまして、レジオネラ菌に対する対策といたしましては、レジオネラ菌は自然界に生息している細菌でございます、20℃から50℃で増殖するといわれております。今、町営で行っております総合文化福祉センターでは、次のような対策というか、取り組みで行っているということでご報告をさせていただきたいと思います。

まず、第1に、塩素により毒素水を消毒し、毎日、入れ替えを行っているところです。また、毎週土曜日、営業終了後に、浴槽を塩素消毒をしているところでございます。なお、先ほど申し上げました熊本県の条例に基づきまして、レジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する項目の中で、入浴施設の自主管理手引書というのが、作成するということが義務付けられておりますので、その手引書を作成し、職員が毎日、残留塩素濃度を確認し、点検表を作成しているところでございます。

また、第2におきまして、配管につきましては、年1回の消毒清掃を専門の業者に委託をして行っているところでございます。

また、3番目といたしまして、県条例に定める年1回の水質検査を行いまして、その検査結果を利用者が見えやすいフロントの横に掲示をさせているところでございます。今年度におきましては、8月8日に依頼をいたしまして、8月15日にその検査結果が報告をされているところでございます。この検査につきましては、熊本県の条例の中にも規定してありますが、ちゃんと熊本県の登録を受けたこのレジオネラ菌の検査専門の登録がなされた業者にしか依頼ができないということで、それに基づきまして、指定された業者のほうに依頼をしているところでございます。

なお、うから館につきましては、県が定めるレジオネラ菌が基準値というのがございますけれども、100ミリリットルの中で10CFUという英語の文字がありますけれども、単位の読み方としましては、CFUというのは、コロニーフォーミングユニットという単位の名称であるというところでございます。この100ミリリットル中、10コロニーフォーミングユニットを超えていなければレジオネラ症が発生する恐れはないというところで規定がされているところでございます。

また、塩素で毎日消毒等をさせていただいておりますけれども、塩素濃度の目標値というのが、レジオネラ菌以外に大腸菌とかいろんな細菌がありますけれども、そういった繁殖を防止するためには、1リットル中に0.2から0.4ミリグラムの数値により、温泉水を保つというようなことでございます。その塩素濃度につきましては、うから館では試薬により検査をしているところでございます。箇所数にしましては、家族風呂、大浴場ということで、17カ所を1日2回検査をいたしておるところでございます。保健所指導によりますと、できるだけ回数を増やしていただきたいというような要望というか、指導があつております関係で、今回の9月補正によりまして、試薬によります検査というのが17カ所、1日2回ということで、かなりの時間を要しているところでございます。町といたしまして、回数をできるだけ増やして対策に努めたいという意向もございまして、9月の今度の補正の中で、自動計測値ということで、備品の購入をお願いいたして、その導入によって回数を増やしてまいりたいと思います。

御承知のように、玉名管内でもレジオネラ菌の発生ということで、新聞等の報道にもあっております。南関町におきましては、このレジオネラ菌の発生が、開設以来、発生していないということで、それを踏まえまして、これまで以上に監視に努めて、安全な温泉施設として取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 県道玉名八女線につきまして、補足説明をさせていただきます。

バイパスの起点側、終点側、双方の改良工事が8月に発注されております。県において発注されておきまして、工期としましては来年の2月末ということになっております。また、議員ご指摘の楮原側の取付付近の法面の崩壊につきましては、調査測量設計がこのほど終了しておきまして、今後は用地取得、それが済み次第、法面保護工の施工に着手する計画をされていると聞いております。また、改良が終わりましたら、舗装工が始まりますが、それも年度内には完了する予定というふうにお聞きしています。大型車両を含め、交通量が多く、たいへんお待たせしておりますけれども、そのようなことで住民の方にも周知していきたいというふう思っております。

また、後でお尋ねになりました下水道の件につきましてですけれども、福山地区、瓦屋敷地区から、管渠につきましては、もう埋設がバイパスの下は管渠はもう埋設されております。今回、古町側から管渠がもう布設されているところから、その瓦屋敷から古町、井手の上のほうに来る道の途中まで管渠が来ておりますので、そちらに向かっての工事がもう3工区に分けて工事をするという計画になっております。今回、もう発注済みが古町から井手の上公民館付近まで、それからその次が津留商店付近の工事、それから古町瓦屋敷線のちょっと狭いところですが、そちらのほうの工事、それからあと残りが県道を沿って楮原方面というところで計画をいたしておき、2月末には完了の見込みということで、計画をいたしておき。これにつきましても、皆さま方にはお待たせをいたしておきますが、このへんもご理解をいただきたいというふう思っているところです。

建設課からは、以上でございます。

○議長（本田眞二君） 再質問をお願いします。5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 飛び飛びでちょっとご報告いただきましたんですが、一番初めに、うから館の今後の取り組みということで、今、5カ月過ぎましたですね、4月から。その間の利用者数あたりの数字が分かりましたら、ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） すみません。利用者数で、確実な数字は把握しておりませんが、後ほど資料としてはご提示できますけれども、前年度に比べた数字と比較すれば、やはり利用者数については減ということで推移をしているところでございます。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 答申が、条例の制定をされておりますけれども、今後ですね、指定管理者を募集するにあたり、この入浴者数がどのくらいかということをお知らせしないとですね、多分、減ってきてるのであれば、余計敬遠されるんじゃないかなというようなことが心配されますので、よければそれもちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 今、5番議員さんがおっしゃるように、5カ月が経過をいたしました。その数字を見込まして、踏まえまして、3月までどのくらい的人数が、利用者、入浴者等があるかという数字について、ただ今、事務局として積算をいたしているところでございます。今の現状ではそういう状況でございます。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 今答えなくてもよろしいんですが、後で教えていただければ幸いに存じます。

というのがですね、やっぱりこれだけ冷え込んでまいりますと、どうしても早めに指定管理者を募集してもらわないと、ちょっと心配でなりません。特にこの募集されるにあたり、町内、町外、それから郡内、県内、ばらばらじゃなくて、やっぱり一度にされないと、なかなか前に進まないと思うんですよね。その点のお考えはどんなでしょうか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 指定管理者ということで、早急に取り組みたいという町長の答弁もございましたように、それを踏まえまして、事務局といたしましては、やはり従来の指定管理者募集のとき、町内ということで、指定管理者の選定にいたらなかったという経緯がございます。そういうことを踏まえまして、できるだけ早く指定管理者を決定したいという前提のもとに、やはり募集範囲につきましては、南関町、玉名管内、そういった部分で募集して、万が一、それで手が挙がらなかったということになりますと、また事務、それから時間等を費やいたします関係で、事務局のほうからの考えといたしましては、熊本県、それから南関町が福岡県のほうに隣接をしている関係で、よければ広範囲という、熊本県内、福岡県内ということ

で、進めていくならばというふうに考えております。また、その中で南関町内の業者の方が、今後の行方ですけれども、手が挙げれば、できるだけやはり町の施設ということで、優先的に取り組まさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） この件はですね、時間が経てば経つほど、ずっとずれ込んでまいりますので、なるべく早い時期に募集をかけて、本当のことを言いますとね、やっぱり町の業者さんが一番よろしいんですけれども、それがなかなか実現するかどうか分かりません、今の現在では。特に三加和も今、閉鎖になっていますし、昨日の新聞ですかね、玉東のほうの温泉施設が菌が出たという報道がされております。そういうことになりますと、募集してもなかなか受け入れてもらえないところがあると思いますので、なるべく早い時期にやっぱり応募をかけられて、スムーズに早くいきますようお願いしたいと思うんです。

これは町長にお聞きしてよろしいんですかね。前回、10月頃から募集しようかと、お話をちょっと聞いたような気がするんですけど、いかがでございますか。

○議長（本田眞二君） 副町長。

○副町長（本山一男君） うから館の指定管理についてでございますけれども、この問題につきましては、検討委員会の中で、今までの総合文化福祉センターという、福祉、文化というような冠があったために、なかなかいろいろな業者さんが事業をしたくてもできなかったというようなことで、今回、検討委員会を開いていただいて、答申にありますように温泉施設を核とした町の特産品等も入れると、含めたところで、その指定管理者にしたいということですね、9月の議会に提案してお願いしております条例がですね、議決いただければそれから募集をかけて、早い時期に募集したいというふうに考えているところでございます。

しかし、答申の中にもありますようにこの施設をですね、やはり根本的にどうしたらいいかと、見直さなければならぬという、見直してほしいというような委員会の要望等もございますので、次の指定管理者の期間中には、また新たに根本的に施設のあり方等も見直していく必要があるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 今、副町長からご報告がありましたんですが、このうから館の地域活性化のためにいろんなことを考えられると思うんですが、既存の今のその野菜の販売所ですとか、いろんなあります物産館とかですね、だからそういうところをあまり差し障りのないような方向付けをお願いしたいと。といいますのが、今現在、そのいきいき村なんかでもそうですし、あるいはふるさとセンターでも、

野菜の販売とかいろいろされております。そこにはやっぱり今までずっとお客さんがもう付いてますので、もしもうから館でそういう販売をされるのであれば、それなりのことを考えて開業してもらわんと。お互いに競争になりますと、うまい具合にいきませんし、そのことを一番心配しております。私も商工会の会員として、なるべく既存の店が成り立つようお願いしたいと思っておりますので、よろしくそのところをお願いしたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 検討委員会の答申の中にもですね、やはりうから館も収益を上げなければですね、事業が成り立たないということでございます。確かにおっしゃいますように、既存のいきいき村、それからビッグオーク等もございますけれども、やはり共存共栄というような形です、やはりそういう施設にあまり配慮するがためにですね、じゃあうから館の収益は上がらなくていいかと、そういうものじゃないんじゃないかなと思っております。やはりどうしても管理委託料という問題も出てくるだろうと思っておりますけれども、金額的なことをまだ全然示しておりませんけれども、そういう指定管理者を募集する中にはですね、そういう問題も出てきますけれども、やはり今の施設をいかにして効率よく利益を上げるような施設をもって、町の財政負担を軽減するかと、これが一番の目的でございますので、そのへんは議員おっしゃいますように、ほかの施設も重視はしなければいけませんけれども、それはやはり共存共栄、切磋琢磨しながら、お互いにしていくということが基本になるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） これはですね、ちょっと耳に挟んだんですが、今まで1社で委託管理されてましたですね。今度、よければ、共同企業体を組んででもしようかなと、今、話が聞こえてまいります。そういう関係で、そういうことになりますとね、今、既存の商店街あたり、商店も入って来て、一緒に共栄されるんじゃないかなと思うんですが、これはまだ決まってませんので、どうと言えませんが、なるべくそういうふうな方向付けをしていただいでですね、なるべく早くその指定管理者が決まりますようお願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 今、議員おっしゃいますようにですね、地元の業者さんがそれぞれ出資し、法人化し、一つの法人として応募されるということであれば、それは結構なことだと思います。やはり指定管理者にしてもですね、地元の皆さんが法人化されれば、それは一応審査はありますけれども、お互いに顔が知れた中でですね、できるから、先ほど福祉課長も申しあげましたように、地元の皆さんがそう

いうふうにしてですね、自分たちでもこの大事なうから館を自分たちが出資して、新たな法人を立ち上げて、守るんだというような、そういう意気込みがあるならですね、もうそれが一番いいんじゃないかと思っているところです。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） うから館の問題は、これで終わりたいと思います。

それから、2番目の玉名八女線の件でございますが、先ほど建設課長のほうから詳しく述べていただきました。今、崖崩れの部分がありますよね。あれのほうがかアンカーボルトを入れないと止まらないというような話を聞きましたんですが、その検討はされてるんでしょうね、ちょっとお聞きします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今、議員のほうからお尋ねがありました法面の崩壊箇所の工法ですけれども、県のほうで地質等の調査もなされておまして、その後、測量設計をされているということでお聞きしております。工法としては、アンカーを打ち込むようなことになるかと思っておりますけれども、その詳しい設計については、今のところ、お答えできるような情報をもっていないところです。ただ、もう一度法面を切って、今度崩落したところを、また再度工事するということですので、安全対策がとられるものというふうには思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） それとですね、下水の件ですかね、接続の件が、今の旧道のあるところでもう埋設されて、それに対しては別にそこを閉鎖するとか何とかということはないんですね、今既存の道路に関しては。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 既存の道路と申されるのは、古町のほうでございましょうか、それとも。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 井手の上公民館のところから、津留商店から楮原にいたるあの、今現在の通行の道路ですね。バイパスが出来たから、そっちのほうにもう移すよというようなことはありますか、それをお聞きします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 失礼しました。今現在、県道となっております玉名八女線につきましては、バイパスができることによって県の管理から町の管理に移ることになる予定になっております。そうなりますと、その分について、町のほうで下水管を埋設していくというふうなことになります。ただ、その切替時期もございませ

て、全面車両通行止めとかになると、やはりご迷惑かけることにはなりますが、期間的に短い期間でそのようなことになることもあるかとは思いますが、なるべくそういうことにならないような方法をとろうとは考えております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） これで、2つ目は終わりました。

次に、給食センター並びに延寿荘のこれをもう一回、延寿荘の荘長さんにお聞きしたいんですが、延寿荘のほうの公売はどのようになっているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。購入ですね、物品の購入に関して。

○議長（本田眞二君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） 物品の購入に関しましては、延寿荘は賢木地区に立ったということで、もともと賢木の方の業者の方から全部回しで購入しておりました。しかし、賢木地区の業者の方が、お店を閉じられたり、それから辞退しますということで、今現在、賢木地区の方からは1件だけ購入しております。そのほかは町内の業者から購入をしておりますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、健康状態に合わせまして、とろみ食とか、それから魚の骨を全部取ってある肉とか、そういう健康状態に合わせた食品については、県町外から2割程度ですが、購入している状態でございます。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 今、2割と言われましたかね。野菜なんかはいかがですか。

○議長（本田眞二君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） 野菜は、地元業者の南関町の地産地消で、南関町から購入しておりますが、ただ一つ、大きいカボチャについては、カット野菜でそれだけは何か別のカットしてある野菜を購入しているということを聞いております。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） だいたい野菜は、町内から何パーセントぐらい。町内、町外、ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（本田眞二君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） 野菜は、ほとんど町内です。そのカットのカボチャだけが町外といいますか、ほとんど町内で野菜は賄っております。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 調味料は、もう外部からが多いということですね。

○議長（本田眞二君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） 調味料につきましても、町内業者からでございます。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 米は、もう全部町内ということですね。

○議長（本田眞二君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） はい。お米は、町内業者から取っております。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） これは、今、米のことを聞きましたけれども、実は昨年ですね、入札されたかどうか分からんような購入をされたような話を聞きましたので、だから余計お聞きしているんですが、びしゃっと入札はされてますよね。それで、業者さんが決まった場合に、その報告はされておりますか。どこが決まって、どんなして決めましたということのご報告はありますか。

○議長（本田眞二君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） お米につきましては、延寿荘の場合は新米が採れる前の10月に1回、それから年度が変わる3月に1回、年2回、入札を行っております。それで、きちんとした入札の方法をしております、そのときに一番安く、今のところ2社なんですけど、2社入札をしまして、安かったところのほうに、その場で開票しまして、決まりましたということをお知らせをしております。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） はい。そうですね。ちょっと業者さんからの話とちょっと食い違ったものですからお聞きいたしました。

それから、給食センターの件は、先ほど言われましたとおり、これはちょっと今度、給食センターの課長のほうにお聞きしますけれども、JAさんと南関町の個人の店から、米は購入しているということですが、その比率はどんなですか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） JAさんは、米だけですね。あと、2業者の米業者、3社で今、米を納入していただいておりますけれども、12カ月ございますけれども、夏休みがありますので、4カ月、4カ月、3カ月ですね。これは同額になった場合には、くじ引きでお願いをしているところでございます。毎年、毎年、変わっております、納入月数はですね。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） はい。安心いたしました。というのが、やっぱり教育長がさっき言われましたように、地産地消でなるべく町のほうから購入をお願いしたいということが一番望んでるものですから、なるべくそのように持っていただきたいと思います。

だいたい話をいたしました。あと5分ですけど、これでもう終わりたいと思いま

す。以上です。

○議長（本田眞二君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

ここで、1時まで昼食休憩のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一般質問を続行します。

続いて、1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） こんにちは。1番議員の井下でございます。

昼食後、なかなか気分的にも厳しい時間帯ではございますけれども、気合を入れていきたいと思っております。

一昨年の東日本大震災やですね、昨年の九州北部豪雨などをはじめ、また今年には島根県の集中豪雨など、近年、非常に大きな災害が日本中各地で起こっております。そして、この都度、よく聞くのが、この地域に住んで初めてのことだとか、観測史上初めてといったように、初めてという言葉が非常に多く聞かれます。幸いにも、この南関町においてはですね、大きな災害は起こっていませんが、いつこの初めてが襲ってくるか分かりません。もし、そのような事態になった場合、一番に助けを必要とされるのは、小さいお子さんか、また高齢者の方、特に常時介護を必要とされている方だと思います。

そこで、今回は、質問事項の1つ目として、災害時における高齢者の方や介護を受けておられる方たちに対する福祉のネットワークについてお尋ねします。まず1つ目は、現在65歳以上の高齢者世帯、これは独居も含みます。また、障害等で常時介護を必要とされる世帯、人数はどれくらいか。2つ目が、少しずつ増えてきていると思われる災害時要援護者についての告知はどんな形で行われているか、また登録の申し込み方法は、そして現在の登録者数はです。3つ目に、登録者についての個人情報等は誰が管理しているのか、この3点です。

質問事項の2つ目は、公共施設における喫煙場所についてです。現在では、禁煙ブームでもあり、喫煙者にとっては非常に厳しく肩身の狭い思いをされている方も多いと思いますし、しかし町内にもたばこ愛好者がかなりおられると思います。先ほども数名の課長さんたちを含め、一服し、非常に気持ちが今和らいでおるところでございます。来庁者の方に対しても、この際ですね、喫煙場所をはっきりと設置したらどうかという観点からお尋ねします。

まず、平成24年度において、たばこ税はいくらほどあったのか、そして2つ目に、分煙についてどう思われるか、3つ目に、喫煙場所をはっきりと設置してほしいという要望があるが、これに対してどう思われるか、以上です。

以降は自席にて行いますので、前向きな答弁、よろしくをお願いします。

○議長（本田眞二君） それでは、1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました、1番議員の、災害における福祉の防災ネットワークについてご質問でございますので、それに対しましてお答えいたします。

今日におきましては、異常気象という言葉が日常的に使われることが多くなっている状況にあります。このことから、災害時におけるネットワークの構築は、非常に重要な取り組みであると認識しているところでございます。さらに、災害時における高齢者等の災害要援護者に対する迅速な対応が特に重要になってまいりました。町といたしましては、日ごろから見守り、要援護者の情報の把握等に努め、各種団体との連携をより密にしながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、公共施設における喫煙場所についての質問にお答えいたします。現在、町が管理するすべての施設では、建物内の喫煙を禁止しています。以前は庁舎内にも分煙機を設置していましたが、職場環境やたばこを吸わない人のことを考慮し、分煙機を廃止した経過もあります。たばこが与える健康被害については、たばこに表示がしてあるように、心筋梗塞の危険性やがんの発生率も高まることが明らかになっております。町といたしましては、たばこ税の収入はありますが、禁煙の推進を進めていかなければならないと考えております。

詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、1番議員さんの井下議員さんの災害時における福祉の防災ネットワークについての①について、件数等をご報告させていただきたいと思っております。

まず、65歳以上の高齢者、独居も含む、または障害等で常時介護される方の人数等でございます。まず、65歳以上の高齢者世帯でございます。231世帯でございます。これは平成25年8月31日現在の数字でございます。続きまして、独居、一人暮らし老人の方でございます。420人、これにつきましては平成25年4月1日現在の数字でございます。また、障害者等で常時の介護を必要とされる人

ということで、146人、これにつきましては平成25年8月31日現在の数字でございます。この障害等で常時の介護を必要とされる人につきましては、町のほうの身体障害者手帳所持者の方の、重度の肢体不自由児ということで手帳を交付している人数ということで認識をしていただきたいと思います。また、65歳以上、独居につきましては、町のほうが社協さんのほうに民生委員の活動を委託ということで、そちらの民生委員さんによる福祉票による数字ということでご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、②の災害時保護者についての告知はということでございますけれども、告知につきましては、平成22年に南関町の災害時要援護者避難支援プランというのを策定をさせていただいたところです。このプランに基づきまして、概要版ということで、今お手元にちょっと持参しておりますけど、この概要版を全世帯に配布をさせていただきました。そのことによりまして、広報等での周知、それからさらに区長様、それから民生委員さん方のご協力をいただいて、お願いをいたしているところでございます。

また、登録の申し込み方法ということでございますけれども、この登録につきましては、手挙げ方式と同意方式という2つの方式がございますけれども、南関町におきましては、手挙げ方式ということで申込みをしていただいているところでございます。このことによりまして、現在の登録者数につきましては、27人、男女別に申し上げますと、男性が4名、女性が23名というのが現状でございます。これにつきましては、平成25年6月1日の数字でございます。

続きまして、③の登録者の個人情報誰が管理しているのかということでございますけれども、個人情報ということで、非常に大事なところでございますけれども、要援護者関係の個人情報につきましては、平常時、町はもちろんでございますけれども、地元区長様、担当の民生児童委員様、それから社会福祉協議会の事務局ということで情報を共有をいたしております。

また、災害発生時におきましては、必要に応じ、地元の自主防災組織、消防団も含めますけれども、また警察署、それから消防署等の関係機関にも情報を提供することとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 2番目のご質問で、公共施設における喫煙場所についてという中で、1番目で、平成24年度のたばこ税はどれくらいかというご質問がございました。これにつきましては、平成24年度で、たばこ税7,230万5,986円となっています。7,230万5,986円ということで、前年から比べます

と、95%ほどに落ち込んでおります。23年が7,574万3,484円ということで、それからちょっと遡りまして、平成20年度にはこの金額が1億円を超しまして、1億1,300万円ほどございました。約4,000万円ほど、その当時からすれば落ちているという状況でございます。なお、本年度につきましては、4月に税法の改正がございまして、町の税収のほうが上がってくるということで、24年度のこの実績に比べまして、一応本数的には変わらないだろうということでございますけれども、500万円ほど税収としては伸びてくるのではないかというふうな予算を現在立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 公共施設における喫煙場所についての②の分煙についてどう思うか、これについてお答えします。

健康増進法第25条に規定されている受動喫煙防止対策について、平成22年の2月、それから平成24年の10月に厚生労働省から通知がっております。その中で得に基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間においては、原則全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示して周知を図るとともに、来客者に理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。また、少なくとも官公庁、医療施設においては、全面禁煙をすることが望ましいとの通知があることから、基本的には全面禁煙を推進していきたいと考えております。

次に、3番目のご質問でございます。設置場所をはっきり、喫煙場所をはっきり設置してほしいという要望もあるがどう思うかというご質問にお答えします。先ほどもお答えしましたように、基本的には全面禁煙を推進していきますが、現状は喫煙者のニーズを考慮して、建物外に喫煙場所を設けているところです。喫煙による健康被害を最小限にとどめるよう、全面禁煙を推進してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） それでは、再質問を開始してください。1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） まず1つ目の福祉のネットワークの質問についての、その1番からですけど、今、課長から言われました数字というのは、これは民生委員さんが、社協さんの依頼で行ったと言われましたけれども、若干の誤差があるにしても、今上がっている情報といえ、正しい情報なのかなと、数字なのかなと思えます。ただ、そこに出された数字の対象者の方はですね、今、例えば要介護の4とか5とか、大きい症状にあられる方とかは、在宅なのか、それとも最近入院されたのか、またその子どもさんのところに行っているか、その現在のその数字の把握だけ

が、現在の状況というのは把握されていますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 現在の常時的な把握ということでございますけれども、リアルタイムに状況を把握するということは、困難ではないかと思えます。しかしながら、施設に入所されている方、それから入院、まあ短期的な入院は別といたしまして、長期的な入院、それから施設における入所等については、入所については介護保険等で住所地特例ということで、南関町において住所を有する方が町外の施設等に入所される場合には、必ずその町外の施設から町のほうに入所されました、不幸にも病気、それからお亡くなりになられたということで、退所されたという報告はございますので、そういった入院等につきましても、医療費の請求とか、民生委員さん、区長さん等からの、長期の入院というようなご報告がありますので、短期的な時間内の把握はできておりませんが、ある程度の長期的におけるそういった入院、施設入所については、把握はできていると認識をいたしております。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） その部分が一番大事なんじゃないかと思えます。ただ、数字、現状のまま上がってきてですね、それが半年、1 年そのままの状況で把握されてた場合、これは何かあった場合は、もういつ起こるか分かりませんから、そういうときにできるだけタイムラグの近いほうが、その仕事の量とか負担にもかなりなってくると思えますけれども、そういうところを踏まえた上で情報収集には努めてほしいと思えます。

そこを踏まえた上でですね、2 番に移りますけれども、要援護者の登録数がですね、27 名ということでしたけれども、この県内45 市町村の中で41 番目ということに資料があります。これは大きく南関町、立ち遅れているんじゃないかと思えますし、例えばですね、近隣の市町村、玉名市、荒尾市は、人口的にかかなり大きくございますので、あまり比較の対象にならないと思えますけれども、和水町が573 名、玉東町が288 名、そして長洲町でも72 名が登録されております。この中で南関町が27 名というのはですね、本当に少ない数字だと思うんですけども、これは何か問題とか、そういうのは課長としてはどういうところが原因かなとか、そういうのは何か思われますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 今、近隣の町の数字をご報告いただいたところですけども、それに比べると南関町は27 名ということで、確かに数字的には非常に低いという認識をもっております。特に問題といいますことを申し上げれば、この災害時の要援護者の登録方法には、先ほど手挙げ方式と同意方式があるということでお答

えいたしましたけれども、南関町では広報等を用いまして、あくまで希望者を募る手挙げ方式により援護者の登録を進めてまいったところでございます。しかし、登録が思うように進んでいないというところから、今後は地元区長さんや民生児童委員さんとの連携協力により、対象となる方に直接、意思確認を行いまして、登録を進める同意方式により積極的なニーズの掘り起こしに努めてまいりたいと思います。

また、今年度につきましては、今月から来月にかけて、在宅の重度障害者の方々の家に重度医療の切り替えという手続きがございます。そのときにご説明をして、こういう制度がありますのでということで、一応希望者というか、登録をしていただけませんか、登録をしてくださいというようなお願いを差し上げたところがございます。一応対象者の方で290名、約300名ほどの重度障害をおもちの方に、そういったお願いをいたしまして、83名の方が登録をしたいというようなお申し出をいただいております。そのことによりまして、これからできるだけ早く担当、それから民生委員さんのご協力をいただいて、1件1件、世帯を回りまして、できるだけ早い時期に要援護者の登録、名簿作成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、登録以外にも、緊急通報装置ということで、お一人暮らし、それから高齢者の世帯の方に対して対応いたしておりますけれども、一応25年の8月31日現在、緊急通報装置の貸与台数が150名の実績があるところがございます。これにつきましても、緊急な場合等の連絡先というのが、申し込みのときに住所、それから例えば兄弟の方、近くに住んでおられる身内の方等の協力者ということで、一応名前を記入することになりますので、そういったものも併せて取り組んでいきたいと思っております。

また、25年度につきましては、緊急通報装置は、新規5台、それから移設5台を予定しているところがございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 私も今話を聞いてまして、やはり登録者が少ないのは、そういった手挙げ方式が一番の原因じゃないかと思っております。ただ、告知に関してもですね、これも1回とか2回だけではなくて、これはもう福祉課のほうからでも、ほかの関係機関からでもですね、もうしつこいぐらいに訴え続けなければですね、なかなか内容を理解されない方も多いと思っておりますので、これは繰り返しやってほしいと思っております。

手挙げ方式に関してはですね、やはり自分から名乗り出ることには抵抗感をもっておられる方も多いんじゃないかと思っておりますので、そこらあたりもですね、よく検討

されてから、もっともっと希望があれば、福祉課からでもどんどん出向いてでも勧誘して、登録をしてもらうように働きかけてほしいと思います。

この要支援者登録をされている方に対してですね、いざ災害が起こった場合は、どなたがどういうふうな形で助けという形でされるのでしょうか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） いざ災害時には、誰が支援するのかというご質問でございますけれども、災害が発生しそうな場合については、警報とか出る前に、できるだけ早い時間に、要援護者の方には避難をしていただくというような方法を取りなさいというようなことで定めているところです。

誰が支援するかといいますと、こういった申込書がございますけれども、この申し込みの中で緊急時の連絡先とか、緊急の場合の協力者というような方のお名前、それから電話番号等を記入していただいております。それに加えて、この該当する民生委員さん、区長さん等の電話番号等を併せてデータという形で登録しておりますので、災害時についてはそういう方々の協力をいただくということになります。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） その支援登録者ですね、この人たちが登録されていない場合は、この登録としては受け付けられるのでしょうか、要援護者登録として。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 原則といたしましては、できるだけ協力者の方のご記入ということでお願いをいたしているところでございますけれども、やはり先ほど1 番議員さんが申し上げられましたように、なかなか近所の方、相談しにくい、言いにくいというような事情もあるところが事実でございます。そういったことも踏まえ、支援者がいなければ登録はできないということについては、支援者がなくても登録はできますというふうにお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） そういうところもですね、きちんとやっぱり説明されたほうが、いざその対象になられる方としてはですね、申込みしやすくなるんじゃないかと思います。ぜひ、このことに関しては、随時、働きかけながら、登録者を、まあ増えればいいというわけではなく、まだまだ元気な方は多いというふうにも考えられますので、その両面から働きかけていってほしいと思います。

この情報というのは、社協、包括、保健センター、さらには区長さん、民生委員さん、そういった方からの情報なのでしょうか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 1 番議員さんおっしゃるとおりでございます。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 先ほど、課長の答弁の中で、いざ何か災害が起こった場合、その関係機関との情報の共有はあるということでしたので、これに関してはもう本当に関係機関と、個人情報法とかそういったものに捕われずにですね、どんどん共有して行ってほしいと思います。

その情報源となる、主に社協さん、包括、保健センターさんなどから入ってくると思うんですけども、それぞれこの機関、たいへんな業務を抱えて忙しくしてあると思います。なかなか定時で帰ることもない状態だとも聞いていますけれども、それぞれの分野でですね、そのそれぞれの業務を行った上で、この防災とか災害時のその援護者とかですね、そういったところの情報を集めるにあたって、その業務で重複している部分とか、そういったのはないんですかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それぞれの役割ということで、社協さん、包括、それから保健センターが存在しているところでございますけれども、役割が異なるために重複というか、それはないかと私は思っております。また、いろんなケース等におきましては、社協さんから福祉課のほうに、あるいは包括から社協さんのほうに、包括と保健センターについては、別棟にございますけれども、一応福祉課管轄ということで、横の連絡は取らせていただいておりますので、特に重複してその業務にあたるということはないかと考えております。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 何かあるように思うんですけど、課長がないと言われるのであれば、ないだろうと思います。けれどもですね、それぞれの1人に対するAの情報、Bの情報、そういうのがあればですね、やはりそこは福祉課のほうに上がった情報として、福祉課がですね、一元管理してですね、何かあればその対処する関係機関あたりに素早い連携がもてるような、そういったネットワークをこの質問の場で訴えたいと思っております。なにもその福祉課に覚えてほしいとか、そういうことじゃないんです。ただ、しっかりした情報をですね、各関係機関から集めて、集まった情報を災害時、また災害の起こる前、避難勧告などが出た場合ですね、素早い対応ができるように、その中枢として福祉課にあってほしい。そのためのネットワークのつもりで、この今、質問をしております。人それぞれ生活にはですね、昨日まで家におられた方が、今日はケガで入院されてるとか、不慮の事故でお亡くなりになったとか、いろんな変化があります。先ほども申し上げましたとおり、そのタイムラグというのは仕方ありませんけれども、随時、その情報を集めて、福

祉課がそれを一元管理して、そして必要とあれば、その情報をですね、ある程度、今、課長から言われたように、共有するようにしてほしいと思いますし、登録をされてる方の情報はもちろん入ってきていると思います。ただ、問題なのは、その登録も何もされない方、そういった人も同じ南関町の住民の方です。災害が起こったときにですね、あの人登録してなかったから気づかなかつたで済まされることじゃないと思います。だから、登録をされてない方に関してもですね、どこにだれだれがどういう形でおられるとか、そこまでできれば情報としてですね、はっきり把握してほしいなと思います。

これは東日本大震災のときですね、釜石の奇跡といわれた出来事ですね、いつ起こるか分からない津波に対して、日ごろからの訓練があったからこそ、こういう出来事が起こり得たと聞いております。南関町もですね、津波の心配こそないですけども、地震、水害、台風、それに土石流、何が起こるか分からない状況です。避難勧告が出た場合でもですね、先ほども申し上げましたとおり、福祉課が持っている情報を関係機関に伝えることによってですね、見守り、それと手助けがですね、1対1から1対3にも5にもなります。

今、南関町では92行政区のうちですね、84の行政区が防災組織をもう今設立されております。これはもう91%を超えています。地方の地域の方のですね、防災意識の高まってきており、自助・共助、少しずつ今体制が整ってきております。もちろん公助に関しても、しっかり頑張っておられると思いますけれども、今、私が質問したようにですね、しっかりしたネットワークを構築してもらってですね、災害時には安心感とはもちろん言えませんが、少しでも不安がなくなるようですね、そして災害があっても、この南関町から1人も犠牲者を出すこともなくですね、南関町の奇跡と呼ばれるような、そういったネットワークをつくってほしいと思います。また常日ごろからもですね、南関町から1人も孤独死を出さない、そういった思いもあります。これに関して、課長、何か一言ございましたら、お願いします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 日ごろからの取り組みが必要ではないかというご質問、それからご提案でございますけれども、おっしゃるとおり、日ごろからの対応が、いざ緊急時に役に立つということではないかと思っております。このような対策として、取り組みといたしまして、今年の25年の7月1日から施行するというふうなことで、今、南関町一人暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会設置要綱というところで、一応取り組みを始めたところでございます。

やはり、このネットワークづくりが、やはり重要ということで、目的といたしま

して、関係機関が相互に連携して、効果的な支援を行うため、南関町一人暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会を設置するという目的で、その協議会がどのようなことをやるのかということで、特に要援護者の安否確認及び異変がある場合の連絡体制の整備、あるいは災害発生時または緊急での体制整備、それから常日ごろから、要援護者に関するニーズその他、いろいろな情報の収集というような事務をお願いするところでございます。

また、協議会の組織につきましては、一応情報の共有ということで、各組織団体を申しあげましたけれども、そういった団体の方が一堂に集まって、この協議会を運営していくというような取り組みでございます。こういう取り組みをいたしておりますので、今後、本事業の趣旨に賛同する協力団体や事業所を、また幅広く募りまして、要援護者の方が住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の確立に努めてまいりたいと思いますので、議員さんにおかれましても、その節につきましては、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） はい。ありがとうございます。

できるだけ協力はしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、2 番目の喫煙場所の件に関してですけれども、1 番目のですね、たばこ税はどれくらいあるかということで、1 週間ぐらい前ですけど、南関町の人口と世帯数をちょっと見まして、約7,200万円の税収という、アバウトですけども、そこで考えた上ですね、1 人当たり約6,750円分です。1 世帯については、これも約ですけども、1 万7,180円分、これは税金として、たばこ税として上がっております。これだけの税収が入ってるということに対して、どんなふうに思われますかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） たばこ税7,200万円、貴重な財源だと思っております。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） でしょう。「たばこは町内で買しましょう」というキャッチフレーズをよく聞きますけれども、これは町として訴えてあるんですかね。町の方針とか方向性があるって、町から伝えられていることでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 南関町たばこ販売協同組合というところが、組織がありまして、そこでたばこ販売のPR、たばこをできるだけ町内で買ってもらうというようなPRの中での一環での、そういう言葉ができたものと思います。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） じゃあ町が率先して言われていることじゃないということで理解します。

先ほど、健康増進法ということの中でですね、これ15年5月から施行予定で、もう施行されているんですけども、これの25条にですね、喫煙よりもですね、受動喫煙の防止ということを強くうたわれているように、自分はこれを読んでですね、思ったんですけども、その禁煙と分煙、これはどのように考えられておりますかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 健康増進法の第25条については、受動喫煙の防止について、いわゆる分煙のことについて規定していると思います。この中で、先ほど、私が言いました通知についてはですね、公共施設については全面禁煙というふうなことがうたわれております。そういうことで、公共施設においては全面禁煙をしていくという方針の中にあります。分煙という言葉もですね、あります。公共施設以外のところにおいてはですね、受動喫煙をしないような分煙室を設けたりというのがありますけど、公共施設については、全面禁煙というのが方向性がこの中に出ているところですよ。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） ここに県内市町村のですね、禁煙、完全分煙のその対象としたパーセンテージの資料があるんですけども、官公庁施設においてですね、これは受動喫煙防止対策状況調査結果という表がありまして、県内官公庁施設においてですね、敷地内禁煙が19%、施設内禁煙は60.4%、もうかなり開きがありますけれども、南関町もですね、今、敷地内ではなく、施設内で禁煙ということをされていますので、喫煙者に対して、いくらかの配慮がきちんとなされているのかと思います。けれどもですね、ただそこまで配慮してあるならですね、受動喫煙に対する配慮として、喫煙室を設けてもいいんじゃないかなろうかというふうにも思いますけど、どうですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 先ほども言いましたように、健康増進法についてはですね、公共施設、公共施設といいますのは、赤ちゃんからお年寄りまでお出でいただく場所として、その中で喫煙する人もいるし、禁煙している人も、たばこを吸わない人も多くいらっしゃることも事実でございます。そういう中で、受動喫煙の健康被害というのをはっきり明らかにされておりますので、公共施設においては全面禁煙という方向性の中で取り組んでいきたいと、推進していきたいというふうに考えてい

るところでございます。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 例えばですね、町の方向性、県・国の考えとしては、分煙から禁煙に流れているんだらうということは、よく理解できます。ただ、南関町もですね、やっぱりそれだけの方がまだ喫煙されているということで、例えば畳2畳分の広さぐらいでですね、駐輪場タイプのカーポートで造るにして、二、三十万円で作るといような数字も聞いております。それはもう造る造らないは、もう流れからして厳しいものがあるかなと思いますけれども、交流センターを利用されている方からですね、話を伺ったんですけれども、そこも確かに喫煙所は設けてありますけれども、雨天時にはちょっと距離のあるところ、ひさしがない部分、歩いて濡れて、たばこを吸いに行かなければいけないと、何とかならないかという話をちょっと聞いております。これは喫煙所を造るんじゃなくて、その喫煙場所をもう少し違った場所に移動するとか、そういったのは可能なんでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 先ほども言いましたとおり、原則全面禁煙という形をとりますけど、やはりたばこ愛好者の方もいらっしゃいます。そのために敷地外に今、喫煙所を設けております。本来ならば、今後ずっと進めていくなれば、もう敷地内全面禁煙という形をとっていく流れになってくるとは思いますけど、今お尋ねのところは、敷地内禁煙、建物は禁煙ですけど、敷地内に喫煙所を設けていると。場所が遠いということで、近くにならないかというふうなご質問だったんですかね。

○1 番議員（井下忠俊君） はい。

○総務課長（堀 賢司君） 施設の対応によってですね、施設の建物によって、またそこは変わってくるかと思えます。できるところもあるだろうし、できないところもあるだろうし、基本的には今後、町は施設内、敷地内、公共施設においては全面禁煙を今後やっていくという方針の中にあります。ただ、現状、それが無理だと、たばこ愛好家の方がいらっしゃいますので、敷地内に、建物外に喫煙所を設けております。建物の状況によってですね、近くになるか、遠くになるかというのは、その施設の建物の状況によって変わってくると思えます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） はい。もうたいへん配慮のある返事をいただけたと思っております。とにかく、今、答えてもらったように、もう国、県、町、やっぱり禁煙の方向には、これはもう健康面を考えてもですね、これは仕方がないことだと思います。ただ、町内にもですね、まだまだ喫煙者がおられて、それだけの税収が入っ

てくるということは、町としてはですね、まだそれだけの方がおられる限りは、喫煙者、禁煙者、それぞれに配慮のあるような対応をこれから取って貰っていただくことを希望しまして、もうこれは改めて返事をいただかなくても結構です。そういうことを申し入れまして、1番、2番のそれぞれの質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（本田眞二君） 以上で、1番議員の一般質問は終了しました。

続いて、4番議員の質問を許します。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 4番議員の鶴地です。私が4番目の質問ということで、当初、1時間半の予定でしたけれども、皆さんお疲れでしょうから、45分に縮めて質問させていただきたいと思います。

一部、防災のほうでは、井下議員の質問の中にちょっとありましたので、できるだけ簡潔に質問させていただきたいというふうに思います。

私からは、2点です。自主防災組織とN I E活動について、2点を質問させていただきます。

自主防災組織については、2年前まで、90行政区のうち52の設置だったものが、先ほどの説明では84ですか、今現在、設置されているということで、飛躍的に向上しています。これは県の補助金の交付制度によるものが大きいと思いますが、肝心の自主防災組織の活動状況はどうなっているのか。総務文教常任委員会では8月8日に阪神淡路大震災の被災地、淡路市北淡町を視察研修したことを踏まえ、自主防災組織設置後のそれぞれの組織の活動状況、避難訓練、あるいは防災の研修会等ですね、そういったことに対してどのように把握されているのか。行政としてどのように指導・啓発していかれるのかお尋ねします。

2点目のN I E活動の取り組みですけれども、これにつきましては23年6月議会において質問しております。そのときの内容ですが、N I E、ニューズペーパーインエデュケーション、教育に新聞を活用ということで、新聞を教材として活用する全国のN I E実践校では、工夫を凝らした多彩な取り組みが行われている。例えば、小学校低学年では、新聞から知っている文字を探し出す。中高生のレベルになりましたら、各新聞を精読してですね、興味をもった記事を選び、その内容について論説する、いろんなニュースをクラス全員で手分けして探し出して教材にするといった取り組みがなされている。その効果として、子どもたちの新聞を読む機会が増えた。自分たちで調べてですね、勉強する態度が身に付いたと、そういったことが指摘されております。そのN I Eに対する取組状況についてですね、質問しております。そのときに、教育長の回答が、学校によって取り組みに温度差があると。南関高校はN I Eの研究指定校になっておりますと。新聞を使った授業の研究会も

行われているという回答でした。そして、教科書だけで授業をするのではなく、メディア情報というものを授業に活用し、思考力、判断力を養うNIE活動は、今後、大いに奨励しなければならないと回答されております。そこで、丸2年を経過した今、町内各学校の取組状況はどうなっていますかということで質問をさせていただくものです。

以後の質問については、自席より質問させていただきます。

○議長（本田眞二君） 4番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました、4番鶴地議員の自主防災組織についてのご質問にお答えいたします。

近年、全国的に1時間に100ミリを超える局地的な集中豪雨の気象現象が多く発生しているように感じます。南関町は、このところ、大きな災害は見舞われておりませんが、いつ何時このような災害に見舞われるか分からない状況にあります。このような自然災害に備えるためには、役場の防災体制の強化を含め、自分の身は自分で、自分たちの安全は自分たちで守るという、町民の防災意識の高揚が最も重要な課題であると考えております。この課題に対応するためには、すべての地区に自主防災組織の設立を急ぐとともに、自主防災組織の機能強化と活性化を図ることが重要であると思います。そして、地域住民が一番身近な地域内での連絡体制の整備や、避難のための行動の確立、地域内の危険箇所や要援護者の把握、避難者や避難場所の確認などを行い、自分たちの安全は自分たちで守る体制を整備することが基本であると思います。

次に、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、いかに正確な情報を掴み、いち早く町民に連絡することが重要であると思います。災害情報の連絡方法は、防災無線放送やサイレン、広報車での連絡手段に加え、最近では携帯電話のエリアメールの整備、県の防災情報メールサービスによる方法があります。今後はさらに有明広域圏での愛情ネットとメール配信サービスの提供を考えて、より身近で誰もが利用する携帯端末も利用した情報の連絡手段の整備を行いたいと考えております。

また、日ごろから防災意識を高めるためには、J-ALERTによる防災無線での非常事態訓練放送の実施（年4回）や、各地区における炊き出し訓練や避難訓練の実施、町全体での防災避難訓練の実施、区長さんを対象とした防災講演会の開催などに取り組んでいるところでございます。

詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 4番鶴地議員の町内学校におけるN I E活動の取り組みについての質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、平成23年の議会でお尋ねがあつて、その後の状況はということで受け止めています。ちょうど23年度はですね、南関高校がN I Eの実践推進校ということで、授業公開もなされたところでしたけど、その後、新学習指導要領となって、小学校はもう3年目、中学校が2年目を迎えています。教科書も厚くなりました。しかし、授業時間も増えています。ということで、今回の改定は、教科書すべて教えることよりも、教科書も含め、ネット情報や図書、新聞等の様々な情報源を学習活動に生かしながら、生きる力のもとである学力のですね、3要素、基礎・基本そして思考、判断・表現力、それから自らの学習意欲と向学心ということで、その3本柱で授業展開をしていくことが求められているわけです。

そういう意味で、この重点となっている学習指導要領の趣旨を生かす意味でも、一つの取り組み重点の柱にある言語活動の充実を全教科でというふうに柱が掲げられていますが、そのことにおいてもN I E活動というのは有効な手段だと思います。

現状をですね、その後の現状ということで、収集してみましたところ、各学校、以前よりもかなり活用が増えたなあというふうに受け止めております。ただ、それが有効にどの学校もというふうには、もちろん今もいつてはいないと思いますけれども、例を申し上げますと、小学校社会科でですね、我が国の農業という学習に、郷土の米づくり、例えば森のくまさんが最優秀賞になったと、ニュースだとかですね。あるいは、総合学習の中での集団宿泊をする5年生が水俣に行きますけれども、水俣の学習資料としての環境問題、それから様々なその後の水俣での取り組みの様子を、新聞記事を集めてきて、それを基に学習をするとか、それから東日本大震災以来、震災とその後の取り組み、復旧・復興活動あたりの、ずっと続けられた新聞報道ですね、これを通して防災学習への活用といったことで、新聞報道ならではの臨場感が伝わるということで、教科書もちろんですけども、学習効果をより高める役割を果たしていると思います。

中学校のほうの情報ではですね、特に社会科を中心に活用が盛んです。政治・経済・産業の学習資料の活用、それから選挙報道でもって政治への関心を高めるということ。それから、体育の時間のスポーツ記事を活用した利用ですね。理科では、天気だとか、宇宙飛行士の話とか天体ショーとかですね、地震事例の活用など、そういったことで、以前に比べますと、情報をいただいた分、かなり進んできたなどという実感ももっているところです。

それから、文部科学省が昨年度から、図書館充実のための5カ年計画ということ

で、地方交付税を組んでおります。その中に、図書館の司書配置と同時に、子ども新聞の購読を奨励しています。各学校に購読をですね、購入するよにということ、どうなってるかということでお尋ねしましたところ、まだ取り組めてない学校もあったようですが、年間の購読料は大したものじゃないから、消耗品代で大丈夫だからということで、つい先日、全校、購読を奨励しましたが、これもまた学習に、子どもたちは図書館に行けば見ることもできるけれども、そこからまた情報を得ることもできますし、大いに役立ててほしいということで奨励しております。

以上、お答えしまして、あとの質問があれば、自席にてお答えします。

○議長（本田眞二君） 補足説明があるようですが、ここで10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番議員の質問に対する説明を続行します。総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 自主防災組織につきましては、現在、84行政区が設立しているところでございます。残り8行政区につきましては、本年度、設置に向けて推進しているところでございます。よければ、本年度中に100%を目指していきたいと考えております。

それから、ここでの問題点、課題を2、3点申し上げます。1つはですね、現在、区に入っていらっしゃらない世帯があるということで、約300世帯以上の方がどちらの区にも入っていないという現状でございます。その方たちをいかにこの自主防災組織の中でカバーしていくのかというのが大きな課題でございます。

もう1点、町長の挨拶の中にもありまして、組織の機能強化、活性化がまだ不十分でございます。これの課題を、せっかくつくった防災組織でございますので、機能強化を図っていききたい。このためにはですね、来年度、自主防災組織の連絡協議会というのを組織して、お互いの情報交換、それから役場からの防災情報についての講演会等を計画していければというふうに考えております。

それと、昨年、自主防災組織で自主的に避難訓練等を開いた地区もあります。そしてまた、昨年は役場で災害対策本部を設けて、防災無線を使いましての防災訓練を実施しております。

それからまた、区長会の中で防災講演会、特に自主防災組織の重要性というテーマの中で講演していただきました。課題も多いです。まだ名前だけつくって、実際の活動はないというところがありますので、今後、十分機能が強化するような取り

組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（本田眞二君） それでは、再質問をどうぞ。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 自主防災組織のことですけれども、先ほどから町長の回答の中でも、最近では異常気象が当たり前のようになっております。特に南関ではですね、やっぱり集中豪雨ですね。これは今ではゲリラ豪雨というふうなことで、名前も変わってきております。それから、最近になって、頻繁に聞くようになったのが、竜巻被害です。大きな気象災害が頻繁に上がっている状況ですけれども、南関町ではですね、過去の気象災害、それから過去の例えば台風においての最大風速とか、あるいは時間当たりの最大雨量とか、そういったデータがありましたらご紹介をお願いしたいんですが。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 南関町での過去の災害の状況をちょっと調べておりますのでご報告します。

一番大きな雨量、災害が大きかった事例から発表しますと、昭和37年の7月に起こりました、これは宮尾で土石流が発生して、死亡者も出ております。このときの雨量がですね、7日間含めて1,133ミリです。これは崖崩れ、死亡者が2名出ております。次に大きな災害があったのがですね、昭和54年6月の災害でございます。これもですね、4日間で461ミリの雨だったと思います。このときも崖崩れで2名死亡があつております。次に大きかったのがですね、平成2年の4月の大雨でございます。374ミリの雨量が南関町に記録されております。このときの農災が1,113件、公共災が172件の災害が起こっております。その次にはですね、昭和38年の7月ですけど、333ミリの大雨が降っております。このときには、中学校、小学校とも臨時休校している災害でございます。台風におきましては、平成3年の9月の台風がですね、最大風速52.6メートルということで、交通機関が全面ストップ、それから電話不通、停電等が発生しております。それから、平成19年の台風でも停電等が発生しているところがございます。大雨につきましては、昭和37年の宮尾の大災害、このときに初めて南関町で災害救助法が適用されております。

主な災害だけ述べました。以上です。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） ありがとうございます。

南関町でも、今まで以上にもっとひどい災害が出ると思います。以前、消防署に勤められていた人に聞いた話では、時間当たりでいうと、最大80ミリぐらい降っ

たようなことがあったそうです。今はもう時間当たり100ミリ降るような事態が出ておりますので、そのときに80ミリですすね、消防の活動がもうあちこちで寸断されてしまったそうです。だから、実際100ミリも降ったらですすね、救助とかそういったものはもうまったくできないと思います。

そうなると、降り出す前の自主避難がやはり一番の防災になるかと思うんですけども、そのときの注意警報、早めの避難を呼びかけるとき、それはどういうふうな方法を考えられていますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） まず、副町長のほうから、警報が発令されて、職員、防災担当の班体制していますので、すぐにもう待機します。避難準備情報、住民の方に訴える情報としては、避難準備情報というのをまず出して、避難勧告、それから避難指示というような形の中での住民への勧告等を行うところでございます。基本的にはですすね、災害が発生した、または発生する恐れがある場合については、災害対策本部を設置すると。そして、町長が本部長です。関係課長がその対策になっておりますので、そこを集合させて、検討して、災害の状況を踏まえて、その災害本部の中で避難準備情報、それから避難勧告、最終的には避難指示という段階の中での住民への避難勧告等の指示を伝えていきます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 先ほど言いましたように、実際、大雨が降り出してからは、なすすべもなくなるというのが現実かと思います。ですから、避難指示、避難勧告、そういったものが一番大事になるわけですが、先ほど井下議員の質問の中で、27名だったですか、話がありました。いろんな人がいらっしやいます。足、腰、不自由な人、それから一番怖いのは、一人暮らしで耳の不自由な人です。その方にどうやって避難指示をするか、あらかじめ名簿なり、指示系統をつくっておかないと避難ができません。南関町から一人も被害者を出さないという心構えで取り組むならですすね、やはりそういった避難指示系統の確保・確立が大事だと思いますけれども、そのへんはどういうふう考えられていますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 先ほど、町長の答弁にもありましたが、基本的には防災無線、それから保護者等、それから携帯電話のエリアメールですか、そういうのを使って避難勧告等々を流していきたいと。ただ、基本的にはですすね、私たちは避難勧告等を出しますけど、中にはその情報が分からないという人も発生するのは事実かと思えます。そのために自主防災組織の機能を十分生かして、要援護者等のですすね、

避難を助けるような組織を作り上げていきたいというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 近所の人ですね、やはり応援、特に自主防災組織の活用ですね、それをしっかり認識していただいて、被害者を1人も出さないということに取り組んでいただきたいと思います。

やはり、高齢者になりますと、早くから休まれます。スマホも気づかなかった、それから警報も耳が悪くて聞こえなかった、そういうふうなことになるので、そういう人たちに確実にその情報が避難指示なりのその情報が行ったかどうかというところまで含めてですね、やはり確認するべきだと思います。そして、あそこのどの人、特にこの地区は危ないから、その連絡が行ったかということですね、やはり確認するようにしていただいて、南関町から1人も被害者が出ないというような方法をとっていただきたいと思います。

過去にですね、熊本県内でも本当に豪雨災害、いっぱい出ております。その中でですね、近くでですね、1982年、昭和57年、和水町で23人亡くなられていますね。南関町でも、私は関東ですけども、やはり危険な地域が何箇所かあります。そういったところにはですね、早めの避難指示をですね、出されるように、そしてそれが確実に届いたかどうかを、警報で流しましたとか、電話しましたとか、防災無線で流しましたではなくてですね、確実にそれが伝わったかどうかを確かめていただきたいと考えます。

それから、防災・減災のその取り組みですけども、具体的に、今、町長からもありましたけれども、避難指示、避難勧告、そういったものに対して啓発も含めてですね、どういうふうに取り組むかということですけど、いろんな方法があると思います。広報、区長便、防災無線、先ほどから出ております自主防災組織の代表者を集めた防災会議ですね、それから講演会の開催、あるいは区長会での啓発とかですね、いろんなことがあります。

それと、昨日、島崎議員のほうから質問の中でありましたけれども、自主防災組織がですね、定期的に近所を点検して、危険箇所がないかをチェックするという活動も非常に効果があると思います。日ごろからそういう危機意識をもって取り組めばですね、やはり大雨情報とかのときに、ああやっぱり心配だから、人に迷惑をかけたらいけないから、早めに避難しようというふうなことになると思います。ぜひとも、そういった取り組みをしっかりとやっていただきたい。

そして、総合防災訓練ですね、やっぱり自主防災組織はつくったけれども、まったくあと活動していないというところが結構多いと思います。実は、私のところもそうですね、平成21年につくりました。こちらのほうには届いてなかった

ですけれども、その後、関東であった訓練だけで、自分の地区ではそういう訓練はやっておりません。訓練をやらないと、自分の担当も忘れてしまうんですね。ですから、年に1回はですね、やはりみんなが集まって、防災訓練に南関町で取り組むといったことをですね、されれば、そのときに自分の役割とか、情報はどうやってするか、そういったことが可能ですので、ぜひとも総合防災訓練をやっていただきたいと思っておりますけれども、そのへんの考えはいかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） やはり訓練の必要性は十分わかっています。昨年、小原、相谷区での防災訓練のときにですね、役場で災害対策本部をつくりました。これも訓練の一つでつくりました。南関町にですね、ここ十数年、災害対策本部は設置がなかったんですよ。なぜかという、大きな大雨等がなかったために。改めて訓練の中で災害対策本部をつくりまして、そこの意見を取りまとめまして、避難勧告を出した経緯がありますけど、非常にですね、いい訓練だったなと思っております。総合訓練の実施もですね、計画的に実施していきたいというふうに考えております。やっぱり訓練することによって、日ごろのいざというときの対応ができてくるものと判断しています。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 何よりも訓練と、それから早めの避難ということですね。あともう一つですね、お願いしておきたいと思っております。以前、消防署勤務された経験者ですね、そういった方はいろんな体験を持っておられます。そういった方をですね、やはりぜひ防災会議のときに体験発表とか、そういった形で、またその方からですね、講演をしてもらうといったこともですね、取り組んでもらいたいと思っております。

それでは、次のN I Eの取り組みのところでございます。まず、その取り組みですけれども、南関町で新聞が一体どの程度購読されているのか、それから生徒がどれくらいの割合で新聞を読んでいるのか、そのへんいかがでしょうか、教育長。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 購読量もそれから児童生徒の新聞、日常の購読については掘り込んでおりません。申し訳ありません。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 非常にいきなり質問して申し訳なかったと思うんですけど、普段考えないんですよ。私も自分なりにN I E活動はやっています。やっていますけれども、今度初めて質問するにあたってですね、以前、今の若い世帯では、新聞を取ってないところも多いという回答があつものですから、それで今回ちょっと調

べてみました。そしたらですね、熊日、毎日、朝日、読売と、これですね、3,050部購読されていると。予備も含めるとですね、3,000ぐらいかなと。この3,000の世帯とこの人たちはダブって日経新聞を取られたり、有明新報を取られたりしているわけです。じゃあ割合はどうかというと、町の広報に載ってありました世帯数、8月号だったのですが、4,199世帯だったかな。それからいきますと、71%になっておりました。平成22年だったですかね、国勢調査、このときの世帯数でいくと、80%ぐらいになります。国勢調査のほうが世帯数はかなり少なくなるんですよ。しかし、いずれにしても、70数%ぐらいが購読されていると。その中で子どもが、肝心なのはこれから先の将来を担う子どもがどれくらい新聞を読んでもらうか。記事を見ていろんなことを考える力を付けているかということですね、思ったんですが、この購読がですね、児童生徒のアンケート調査で週1回以上読むと回答したのが、小学校6年生で32%、中学3年生で26%、ほとんどまたはまったく読まないが、小学校6年生で46%、中学校3年で55%。テレビやインターネットで見ると回答したのがですね、小・中ともに85%と。新聞は身近な題材の一つであるし、読み書きの能力を付けるためにもですね、活用は非常に大事だと思います。そういったことが教育政策研究所の意見で付されておりました。これは今年の8月28日の熊日新聞の記事でございますので、ぜひ見ていただけたらというふうに思います。

この中で、今回、購読の件数を尋ねてまわってるときにですね、学校の生徒が先生からですね、今から先はネットの時代だと、新聞はもう古いと授業の中で言われたそうです。感覚的におかしいなと、新聞の効用を、大事なことをまったく認識されていない。それをですね、新聞販売店の息子がいることも知らずに授業の中で話されたそうです。新聞販売店の方がですね、憤慨されておりました。そういったことのないようにですね、学校の先生には、新聞の大切なこと、そういったこともしっかり教えていただければというふうに思います。

私は、もう一つですね、この新聞を効用ですね、いろんな効用があると思います。もうジャンルが広いからですね。それを子どもたちが自分で進んで何を調べようとか、そういったことになっていくので、本当にスポーツから旅行からグルメから政治経済、子どもに政治経済は無理ですけども、観光、魚釣りとかですね、いろんなのが載っていますので、このへんの取り組みというんですか、学校の先生に対しての指導といいますか、何か説明というか、そのへん教育長、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） まずもって、その先ほどの新聞はですね、ネットの時代だからもう不要だということを言った、何教科の先生か知りませんがですね、非常に

遺憾に感じます。いろいろな情報を活用する力という中でも、NIE活動は今、特に熊日なんかはですね、重視してページをかなり取って啓発もされているわけですから、そういう意味でまずもって、片方では活用が大分進んできている様子を報告いただきましたので安心しましたけれども、一方ではそういう認識の先生もおるということで、やはり教師の意識改革を図らにゃいかんなど。さっきもちょっと申し上げましたように、すべての教科で言語活動の充実というのがテーマになっています。ですから、言葉の語意数を増やすことももちろんですけども、それをもって自分の視野を広げ、そして思考判断力を高めるという学習ができて、しかも活字が目の前にあるわけですからね、ネットの場合はもう消えてしまっても。それを学習教材として使うということは、非常に有効なことです。今後のさらに普及のためにも、学力向上研究協議会という組織もありますし、そういった中でも啓発をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 新聞の利用ということで、一例というか、自分の経験からも、例えば小学校のころですけども、新聞の中にいろんな国が出てきます。国が出てくると、その国が実際、世界地図の中でどこにあるか、その首都が何か、そういったことを遊び感覚でやっていくとですね、子どもは自然に覚えます。そういったことが教えられるんじゃなくて、自分たちの友だちとの遊び感覚でいろんなことを覚えるということ。それとかですね、例えばさんずいとかしんにゅうとか、きへん、のぎへん、にんべん、こういった漢字が新聞の中でどれだけあるかとかですね、そういったゲーム感覚でやれば、自分たちで研究する意欲といいますか、これを覚えろとかじゃなくて、自分たちで覚えるという習慣といいますか、勉強する習慣がつくんじゃないかなと思います。例えばですね、さんずいの付く漢字ですけど、10分間で100書けたら、大したものですよ。そういったことを暇つぶしにぜひ皆さん方も試してみられたらいかがでしょうか。

そしてですね、実はNIE活動を私は部活動にしてもらえれば面白いんじゃないかなと思います。身体に障害があってスポーツができない、あるいは運動制限があって、文化活動においても文化部のほうでも部活動ができない。当然、放課後はその子は友だちと一緒に活動することができません。しかし、NIE活動であつたらですね、できると思うんですよ。仲間を増やす、そしていろんなことで、自分で知識を増やすことができます。専門家になることもできると思います。例えば広告でしたらデザイン、グルメだったらどこにあるとか、釣りでも何でもいいです。そういった応用というんですか、ができると思いますので。前回の質問のときにも、

その部活動という話を出しておりますけれども、私はスポーツだけでなく、そういう活動もですね、面白いんじゃないかなと思います。学校の先生にもですね、毎日やる必要はないです。例えば1週間のうちに5日だけ子どもにいろんな記事を見て、自分の好きな記事を持ってきてくださいとか、そういった探す手間がありますので、毎日、先生がする必要はないし、それからもう一つは、私たちでもお手伝いができるということです。特に私は水泳ですので、冬場が暇になります。できれば、そういうことで、お手伝いをさせてもらえるならばというふうに思います。新聞記者の方にも、この話をしたらですね、私が手伝いに行きますというふうな記者さんの話もありましたので、ぜひ部活動だけと思うんですけれども、これはいかがでしょうか、先生、進めていただくわけには。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） まず、活用の仕方ということで、往々にして先生が読んで聞かせにゃいかんというようなやり方では、やっぱり新聞にあまり親しみは、児童生徒はもたんわけですよ。おっしゃるように、自らが調べ学習、ゲーム感覚も入れながら、そういったことでの学力の3つのうちの3つ目のことですが、自分自身の学習意欲、これにつながるような活用が一番やっぱり自分のためになると思います。それをさらに今、アイデアとして出している部活動ということで、NIE活動ですけれども、これについては問題提起をしてですね、これは中学生ばかりじゃなくて、小学校でもできるわけです。提案はしてみたいというふうに思います。と同時に、協力もいただくということですので、そういう実施ができれば学校応援団の大事なメンバーに入れさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） では、最後にですね、この前、新聞にですね、「子どもと向き合う時間確保を」という記事が出ていました。8月17日の熊日新聞です。学校改革プロジェクトが本年度から動き出し、モデル指定の小・中・高校が授業や校務を見直し、2学期から一部、実動に入るという記事でした。近隣では、荒尾の万田小学校が、このモデル校になっております。最近の一番の問題ですね、不登校やいじめ、それから学力の向上等々、学校現場が直面する課題と、教職員の多忙化、負担感への対応に苦慮していると。それから、先生たちがですね、パンクしてしまう危機感というのが出ておりました。教師にゆとりがなければ、子どもたちの学力向上も果たせない。教師が本来やるべきことは、会議や事務作業ではなく、子どもと向き合うこと。教師が本来やるべきことは、会議や事務作業ではなく、子どもと向き合うことということが載せられていました。改革を進め、問題解決はもちろん、

新時代の学校づくりを目指すというものでした。NIE活動はこれができるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか、これは。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） いろんな活動を通じて、やっぱり子どもと先生がですね、しっかりと向き合うというのは、今の大きな課題にもなっているところであります。その中で、先生と子どもをつなぐ媒体の一つとして、新聞というのもありますし、あるいは図書というのもあるでしょう。いろんなその子の個性を伸ばすために必要な教育媒体も入れながら、子どもが先生としっかりと語り合いながら、自分の夢がより実現できるようにできれば理想かなというふうに思います。NIEについて、関心強く、議員のほうから重ねて質問いただいていることで、今後の教育活動に生かしていきたいと思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） それでは、最後にまとめでございます。

NIEの部活動ならば、子どもとじっくり話しながら、子どもをしっかり見ることができると思います。県下でですね、第1号の取り組みとしてNIEを部活動に入れてほしいと思います。よそがやったから続けてやりますじゃなくてですね、せっかくやるならば、第1号で先駆けてやっていただくことを希望してですね、私の質問を終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、4番議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日予定していました一般質問は終了しました。

来週17日、火曜日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日は、これにて散会します。

-----○-----

散会 午後2時42分